

刈谷知立環境組合 中期計画ビジョン(案)



令和8年3月

刈谷知立環境組合

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 計画の期間	2
第2章 刈谷知立環境組合の概要	3
2.1 業務の内容	3
2.2 ごみの受入	4
(1) 組合市の概要	4
(2) ごみ処理体制	4
(3) ごみ搬入量	5
2.3 ごみの処理	8
(1) ごみ処理	8
(2) 焼却残さ処分量	9
(3) 余熱利用	9
(4) 温室効果ガス排出量	10
2.4 地域社会への貢献と住民・組合市との連携	11
(1) ウォーターパレスKC	11
(2) リサイクルプラザKC	11
(3) その他	12
2.5 災害対策	13
2.6 財政	13
第3章 計画の基本理念と基本方針	16
3.1 計画の構成	16
3.2 計画の基本理念	16
3.3 計画の基本方針	17
(1) 基本方針1：適切な施設運営による循環型社会の推進	17
(2) 基本方針2：地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進	18
(3) 基本方針3：効率的な組合運営の推進	18
3.4 計画の体系	18
第4章 具体的な取組	20
4.1 基本方針1：適切な施設運営による循環型社会の推進	20
(1) 廃棄物処理施設の安全・安定的な維持管理	20
(2) ごみの減量化とリサイクルの推進	24
(3) 温室効果ガスの削減・エネルギーの有効活用	25

(4) 災害時の対応の強化	26
4.2 基本方針2：地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進	27
(1) 地元住民・組合市との連携	27
(2) 住民サービスの向上（ウォーターパレスKC、リサイクルプラザKC）	28
4.3 基本方針3：効率的な組合運営の推進	30
(1) 組合の運営効率化	30
4.4 年次計画	32
4.5 財政フレーム	33
第5章 一般廃棄物処理基本計画	36
5.1 計画の基本的事項	36
(1) ごみの処理に係る国、県及び組合市の動向	36
5.2 地域の概況	42
(1) 組合市の概要	42
5.3 ごみ処理の現況	44
(1) ごみ処理体制	44
(2) ごみ搬入量	45
(3) 施設の概要	49
(4) ごみ処理量	51
(5) 焼却残さ処分量	52
(6) 施設の運営管理	53
(7) 余熱利用等	54
(8) 温室効果ガス排出量	55
(9) ごみ処理の課題	55
5.4 将来のごみ処理	56
(1) 基本理念及び基本方針	56
(2) 将来のごみ搬入量	56
(3) 減量化・資源化計画	57
(4) 中間処理計画	60
(5) 最終処分計画	62
・用語解説	63

第1章 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の趣旨

刈谷知立環境組合（以下「本組合」という。）は、刈谷市と知立市（以下「組合市」という。）で構成する一部事務組合で、組合市から出されるごみ（一般廃棄物）の処理を行っている。

近年、廃棄物処理施設には基本原則^{*1}に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化や、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化^{*2}の推進と地域循環共生圏^{*3}の構築に向けた取組が求められている。

本組合においてはこれらの取組に加え、施設の老朽化、搬入車両による渋滞の発生などの課題を抱えている。

中期計画ビジョン（以下「本計画」という。）は、社会のニーズに応えるため、また、本組合の個別の課題に対処するため、10年後の将来を見据えた基本方針や取組を定めるものである。

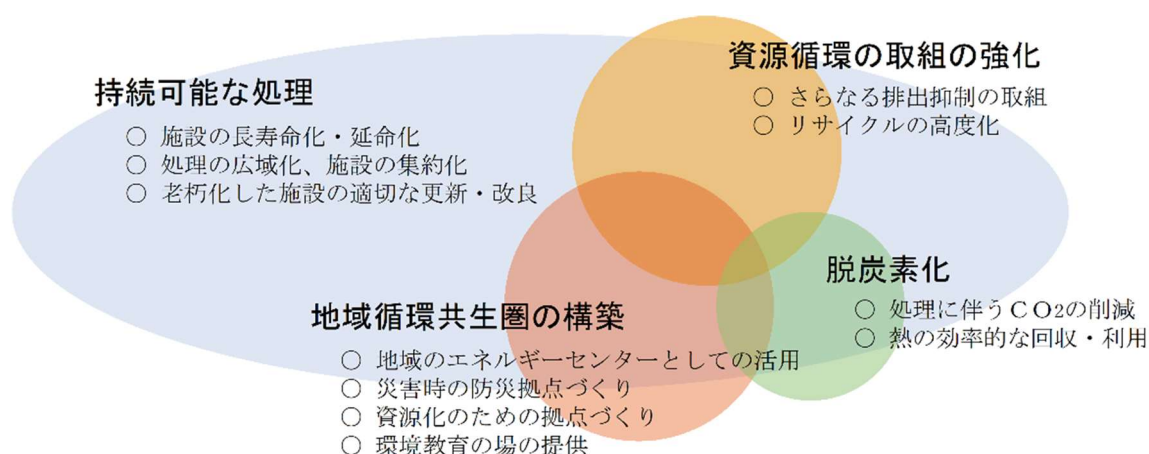


図 1.1 廃棄物処理施設に求められるもの

1.2 計画の位置付け

本計画は法令等に基づき、国、県、組合市の関連計画と整合を図るとともに、本組合がこれまでに策定した計画及び調査結果を踏まえて策定する。（図1.2及び国、県、組合市の関連計画のうち、本組合のごみ処理に係る事項は第5章のP.36の5.1 計画の基本的事項参照）

なお、本計画は本組合の一般廃棄物処理基本計画を含むもので、第5章でまとめている。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法の規定により、市町村が定めなければならない当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画であり、「ごみ処理基本計画策定指針」

（平成 28 年 9 月、環境省）では、「市町村からごみ処理計画の策定に関する事務の委託を受けている一部事務組合も、組合市町村と十分に協議しながら、ごみ処理計画を策定する必要がある。」とされており、本組合においても組合市と連携を図りながら一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものである。

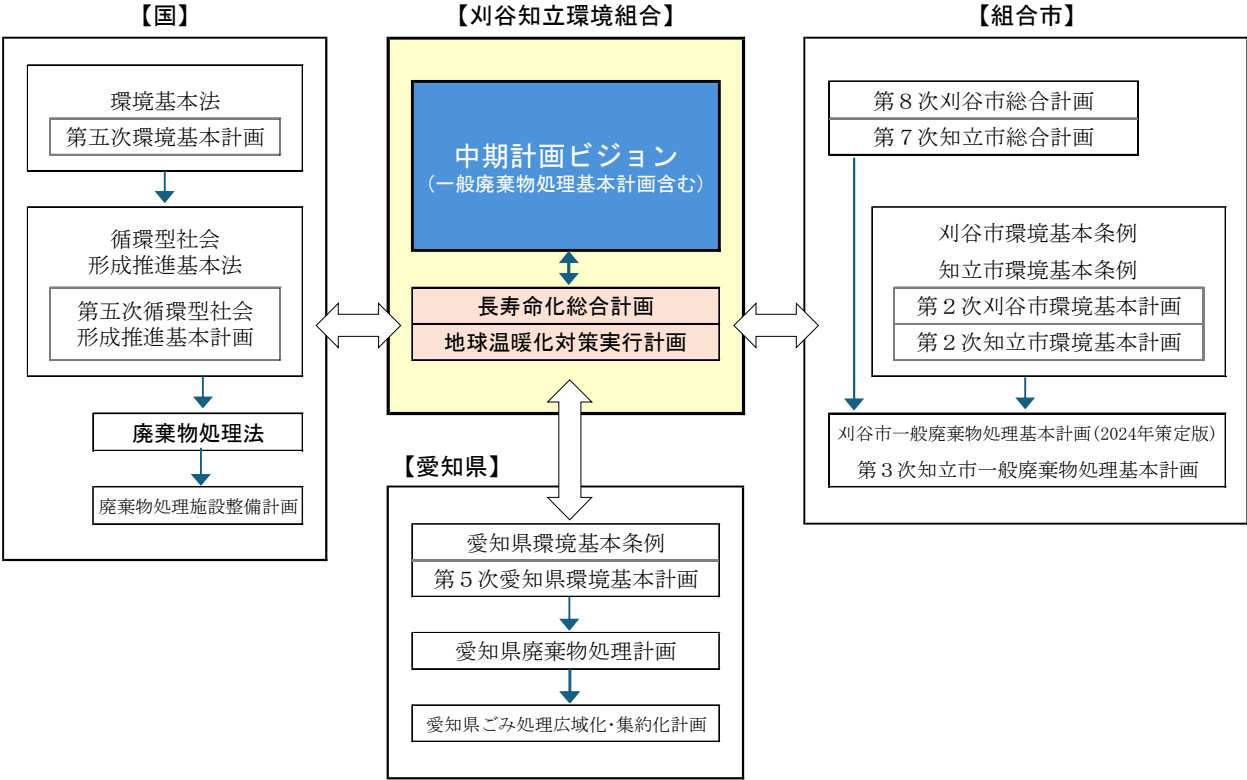


図 1.2 計画の位置付け

1.3 計画の期間

本計画の期間は令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とする。

第2章 刈谷知立環境組合の概要

2.1 業務の内容

本組合の業務は図 2.1 に示すとおりであり、ごみ処理施設（以下「クリーンセンター」という。）、余熱利用施設（以下「ウォーターパレスKC」という。）とリサイクルプラザKCの計画・設置・管理と、財産管理、予算管理、組合議会の運営を行っている。

令和7年度現在の職員数は所長1名、業務課長以下9名、会計年度任用職員^{*4}2名の計12名である。職員については、安全衛生やごみ処理施設に係る技術管理者資格の取得、各種講習会の受講などで技能・知識の向上を図っている。また、業務では財務会計システム^{*5}などの情報処理システムを利用している。

クリーンセンターは10年間の包括委託で民間事業者が運営している。施設の運転、保守点検、修繕・更新等の多岐に渡る業務を包括的に長期間委託することにより、コストの削減と負担の平準化を図り、安全で安定した施設運営を行っている。また、整備工事を前倒しで行うなど予防保全^{*6}による維持管理を計画的に行っている。運営確認では、組合職員が日々モニタリングを実施しており、令和6年度においては学識経験者を含む外部モニタリングを実施し、これまでの組合によるモニタリング内容を検証した。（包括委託における業務の範囲等は第5章のP.53の表5.20参照）

ウォーターパレスKCは指定管理者制度^{*7}により民間事業者が運営管理しており、利用者サービスの向上と施設の維持保全を図っている。

リサイクルプラザKCは団体等に施設の運営管理と再生家具の補修を委託している。

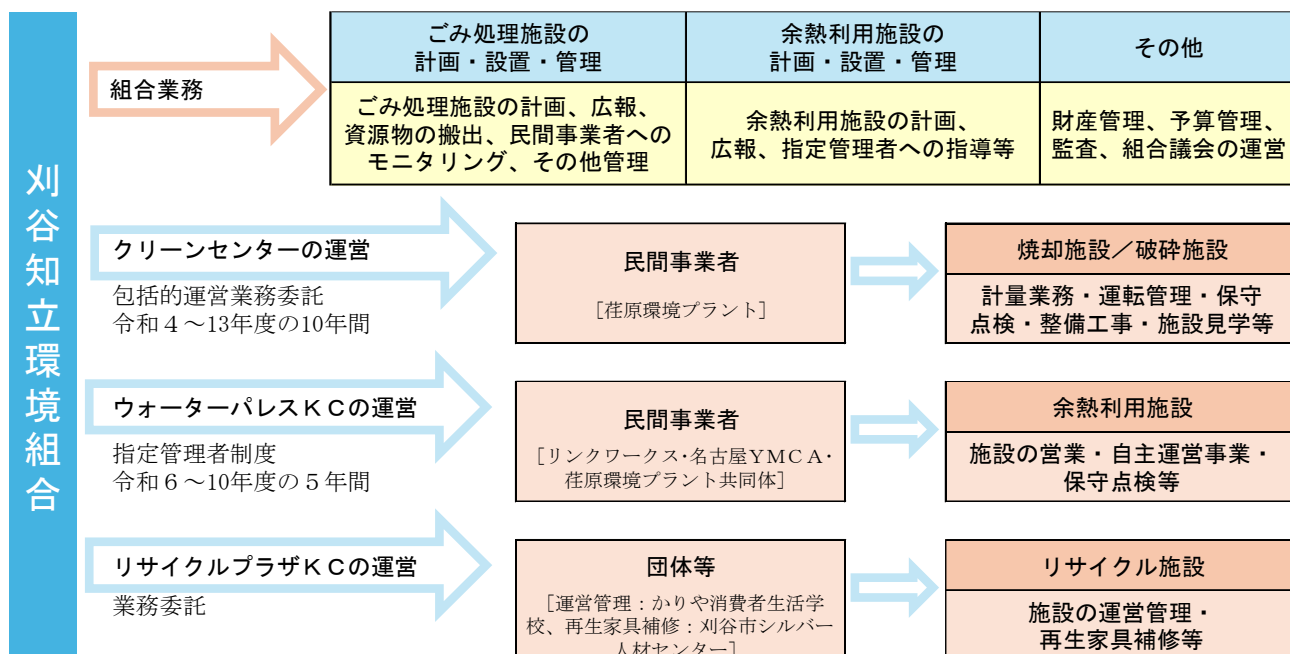


図 2.1 業務の内容

本組合が保有する施設はクリーンセンター、ウォーターパレスKC、リサイクルプラザKCの3つで、クリーンセンターはストックヤードを含む。(各施設の概要は第5章のP. 49～50の表5.14～15及び図5.2参照)

2.2 ごみの受入

(1) 組合市の概要

ごみ処理対象の組合市の人口は、令和6年度(10月1日現在)で刈谷市が153,254人、知立市が72,563人、合計225,817人である。いずれも増加傾向にあったが、ここ数年はおおむね横ばいである。(人口、産業構造、土地利用状況など、組合市の概要は第5章のP. 42の5.2地域の概況参照)

(2) ごみ処理体制

図2.2に示すとおり、クリーンセンターでは可燃ごみと粗大ごみ、資源物の一部を受け入れている。家庭系の可燃ごみと粗大ごみは組合市の委託業者(一部直営を含む)により、事業系は組合市の許可業者によりごみ処理施設に搬入されているほか、排出者自らの直接搬入がある。(クリーンセンターにおける受付方法、受入対象のごみは第5章のP. 44～45の表5.4・6参照)

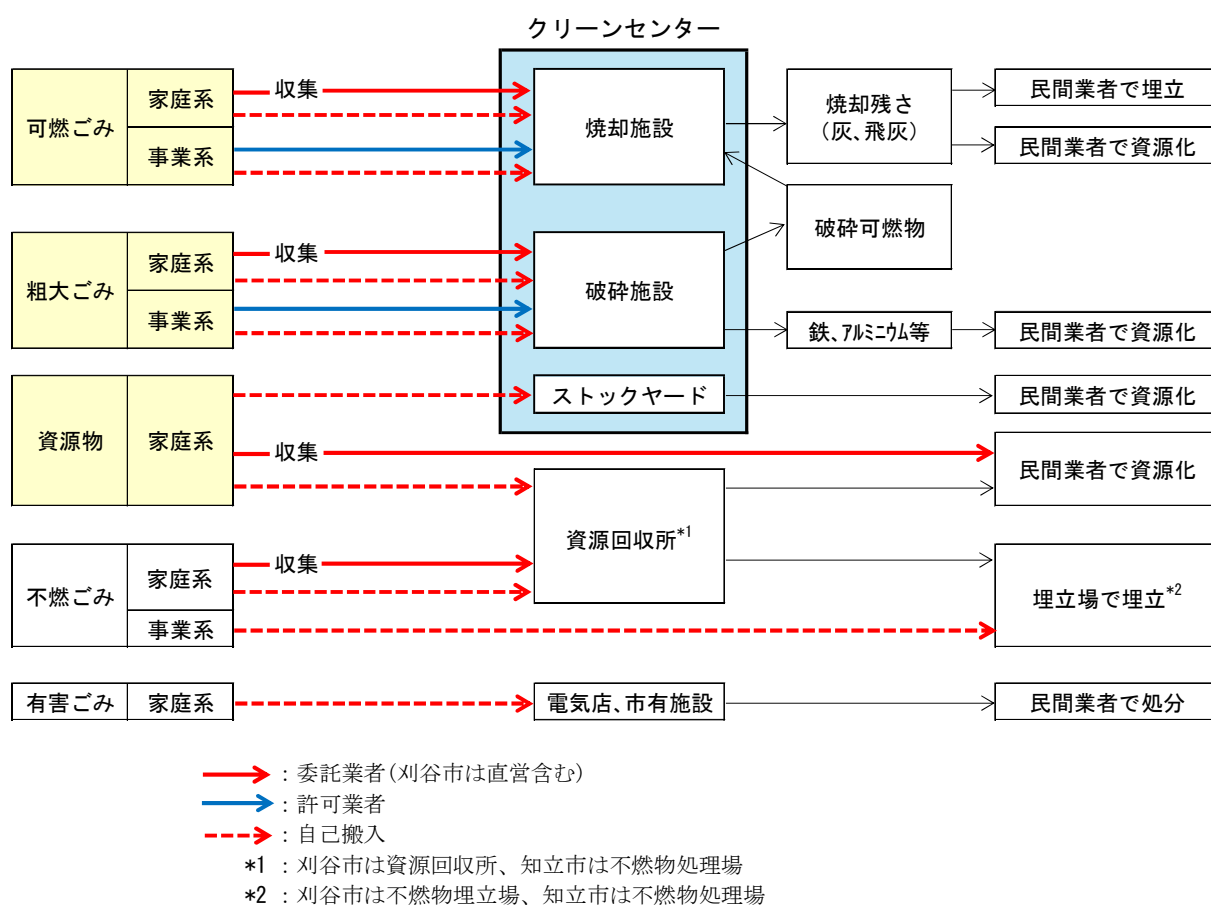


図2.2 ごみ処理のフロー

(3) ごみ搬入量

① ごみ搬入量

令和6年度における可燃ごみの搬入量は57,821tで、組合市の人口が横ばいである中、ここ数年は緩やかな減少傾向にある。また、家庭系、事業系の別では家庭系が36,304tで全体の62.8%を占めている。(搬入量の推移は図2.3及び第5章のP.46の表5.7～8参照)

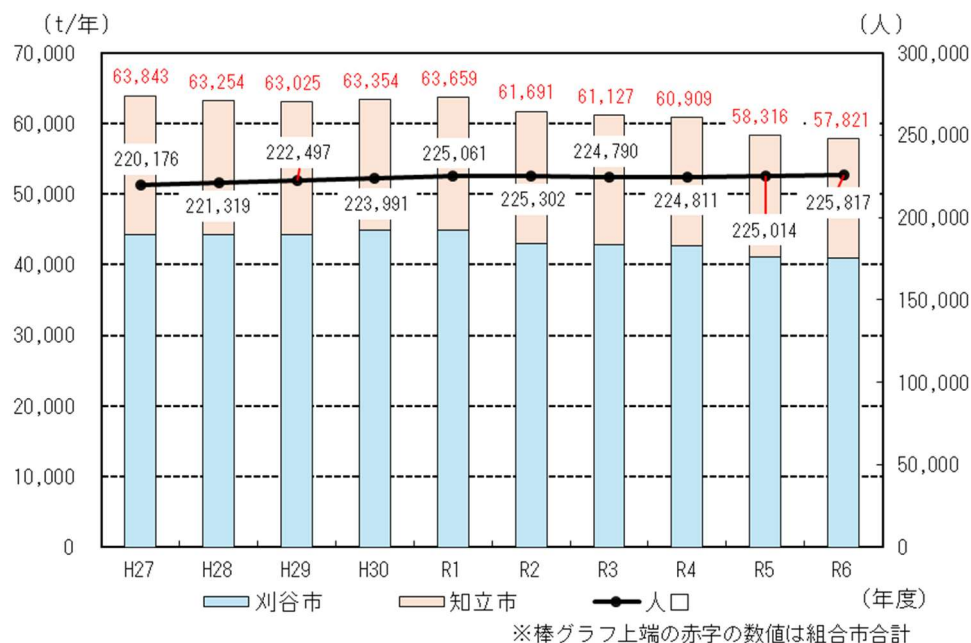


図 2.3 可燃ごみ搬入量の推移

令和6年度における粗大ごみの搬入量は2,920tで、平成30年度から数年にかけて、コロナ禍による家具類の買い替えや処分に合わせて増加し、その後コロナ禍の収束に伴い従前の量に戻りつつある。また、家庭系、事業系の別では家庭系が2,821tで全体の96.6%を占めている。(搬入量の推移は図2.4及び第5章のP.46の表5.7～8参照)

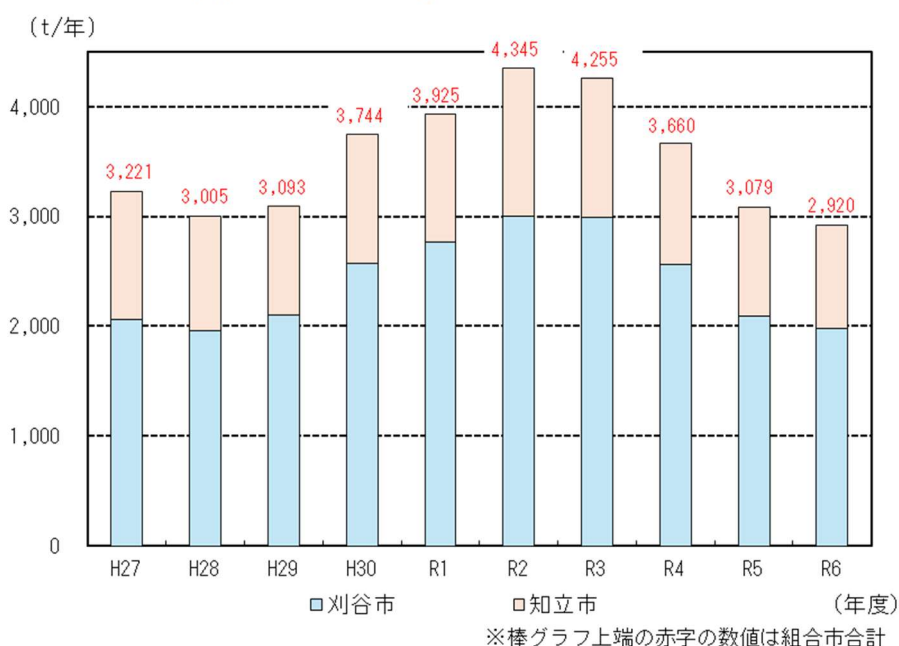


図 2.4 粗大ごみ搬入量の推移

家庭系ごみの1人1日あたりの搬入量で見ても、可燃ごみ、粗大ごみともに、ここ数年は減少傾向にある。(搬入量の推移は図2.5及び第5章のP.46の表5.7～8参照)

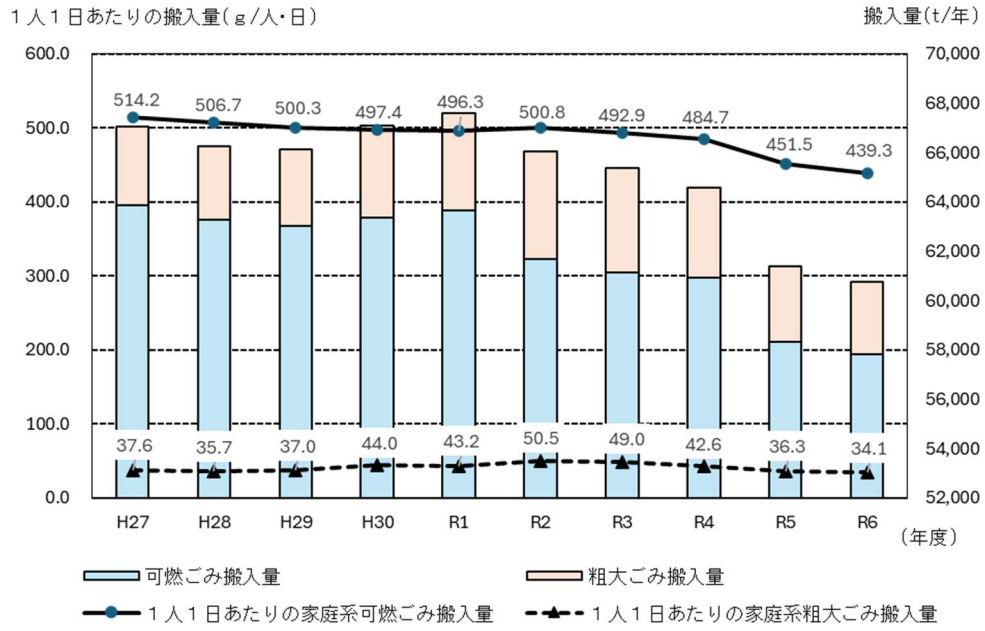


図2.5 1人1日あたりの家庭系ごみ搬入量の推移

表2.1に示すとおり、組合市では一般廃棄物処理基本計画でごみの排出量等に係る目標を定めている。排出量については刈谷市、知立市とも令和5年度実績で前計画（現行計画の前のもの）の目標を達成しているが、リサイクル率は達成していない。

表2.1 組合市における一般廃棄物処理基本計画目標達成状況

市名	項 目	単位	前計画				現行計画	
			基準 (H27)	実績 (R5)	目標 (R5)	目標 (R8)	目標 (R8)	目標 (R17)
刈谷市	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	714.5	604.5 [513 ^{注2)}]	658.7	—	—	508 ^{注2)}
	1日あたり事業系ごみ排出量	t/日	44.64	43.73	44.64	—	—	—
	リサイクル率	%	18.6	14.8	18.6	—	—	17
知立市	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	683	577	—	665	630	—
	1日あたり事業系ごみ排出量	t/日	18.14	15.51	—	17.41	15.39	—
	リサイクル率	%	16.2	14.4	—	20.0	16.2	—
愛知県	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	655 ^{注3)} [520 ^{注2・3)}]	593 [475 ^{注2)}]	—	480 ^{注2)}	—	—
	リサイクル率	%	21 ^{注3)}	22	—	23	—	—

注1) 実績(R5)欄の[]は目標を達成したもの、[]は達成していないもの。

注2) 資源ごみ量と集団回収量を除く。

注3) 愛知県の基準年は令和元年度。

出典：「刈谷市一般廃棄物処理基本計画(2024年度～2035年度)」、「第3次知立市一般廃棄物処理基本計画(改定版)」「愛知県廃棄物処理計画」、R5の実績は一般廃棄物処理事業実態調査による。

② ごみ搬入台数

図 2.6 に示すとおり、可燃ごみ及び粗大ごみの総搬入量は減少したが、総搬入車両台数は増加している。また、年末年始やお盆等の繁忙期には周辺道路で渋滞が発生している。

特に、家庭系ごみの直接搬入車両台数は、搬入が無料であること、可燃ごみでは少量ごみの搬入が多いこと（図 2.7 に示すとおり、45 kg以下のものが約 60%を、そのうち 15kg未満が 40%弱を占めている）などから、現焼却施設稼働時の平成 21（2009）年度と令和 6（2024）年度とを比較すると約 1.5 倍になっている。

事業系ごみも処理手数料は 100 円/10 kgで近隣自治体の施設と比べると安価であり、他市からのごみが搬入されている可能性がある。（搬入車両台数の推移は第 5 章の P. 48 の表 5.10、家庭系ごみ直接搬入の重量区分別台数は第 5 章の P. 48 の表 5.11～12、近隣自治体におけるごみ処理手数料は第 5 章の P. 44 の表 5.5 参照）

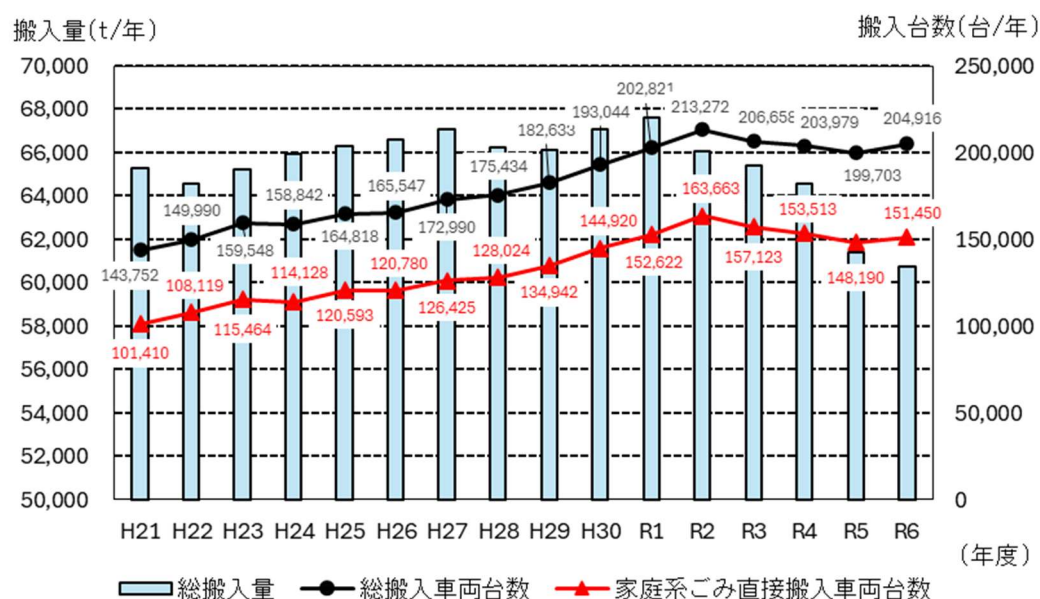
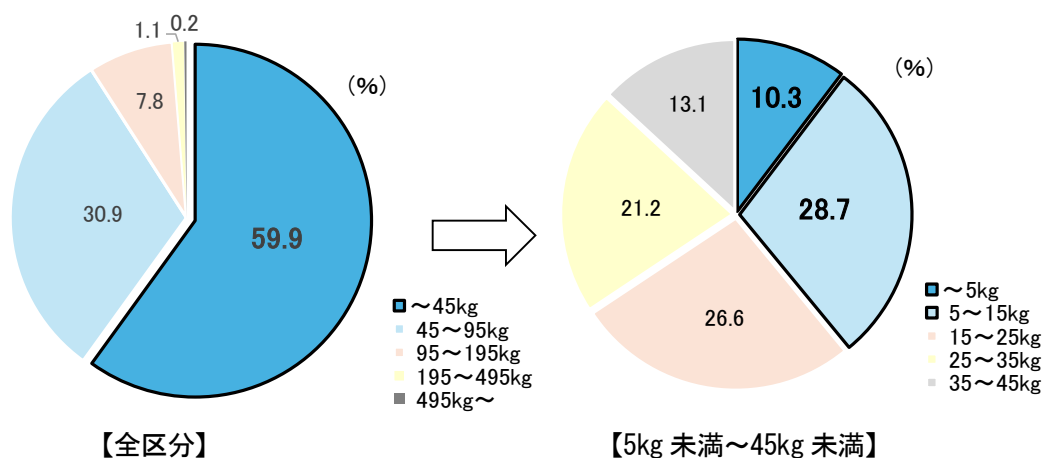


図 2.6 ごみ搬入量と直接搬入台数の推移



※令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月までの 6 か月間のデータ

図 2.7 家庭系可燃ごみ直接搬入の重量区分別搬入割合

③ 資源化量

クリーンセンターで受け入れる資源物はダンボール、新聞・雑誌、鉄（破碎鉄含む）、アルミニウム、銅、その他家電であり、紙類の減少に伴い、新たな取組として衣装ケースと羽毛布団を追加してきた。（資源物受入量は第5章のP.49の表5.13参照）

令和6年度における資源物の回収量は表2.2に示すとおりであり、鉄（破碎鉄含む）が481.3tで最も多く、次いでその他家電が240.5t、新聞・雑誌が122.5t、ダンボールが111.1tとなっている。

売却収入については、鉄及び銅の売却単価の上昇（受入量は減少）により令和3年度から大きく増加しており、令和6年度では4,152万円となっている。（図2.8及び第5章のP.49の表5.13参照）

表2.2 資源物回収量（令和6年度）

品目	年間回収量(t)
ダンボール	111.1
新聞・雑誌	122.5
鉄(破碎鉄含む)	481.3
アルミニウム	35.2
銅	11.0
その他家電	240.5
衣装ケース	12.7

注) 令和4年9月から衣装ケースの回収を開始。

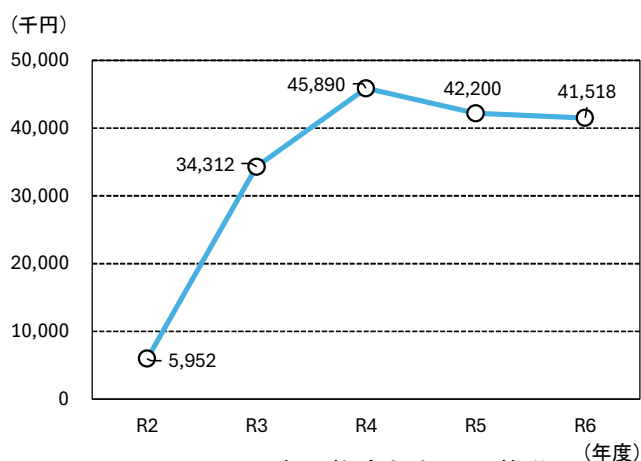


図2.8 資源物売却収入の推移

2.3 ごみの処理

(1) ごみ処理

焼却施設は24時間の連続運転で、3系統の設備で保守点検を挟みながら1系統あたり年間240日程稼働している。破碎施設は粗大ごみ搬入量の減少と受入段階での手選別を徹底することで、週1日、年間50日程稼働している。

安定したごみ処理を実現するために、ストックマネジメント^{*8}に基づき、運転管理、定期点検整備、主要設備の計画的な更新を行い、予防保全に努めている。令和7年には、長寿命化総合計画^{*9}を策定(改訂)し、必要となる設備・機器の更新などの整備を行うこととし、クリーンセンターの焼却施設は、50年間[令和40(2058)年度まで]、破碎施設は66年間[令和33(2051)年度まで]を耐用年数の目標とした。焼却施設については基幹的設備改良工事^{*10}による延命化を計画している。（延命化のスケジュールは図2.9、ごみ質は第5章のP.47の表5.9、ごみ処理量の推移はP.51～52の表5.16～17、長寿命化総合計画の内容は第4章のP.25の表4.4と第5章のP.61の表5.29参照）

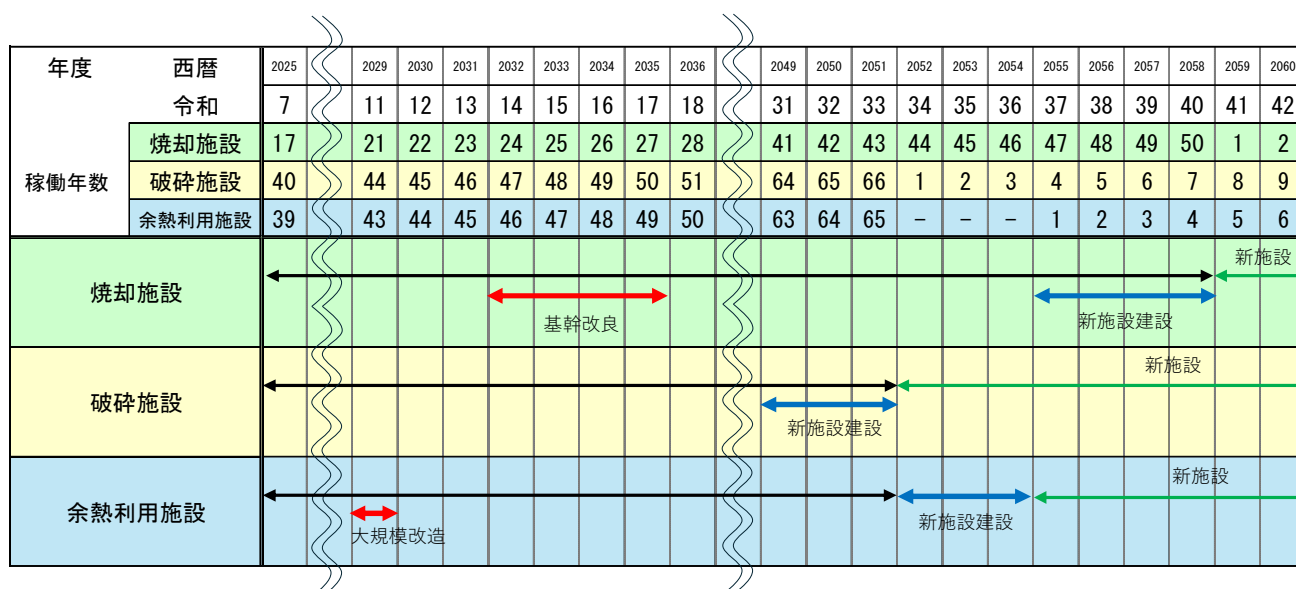


図 2.9 施設延命化のスケジュール

(2) 焼却残さ処分量

ごみの焼却で発生する焼却灰等の焼却残さについては、最終処分場への埋立処分と再資源化を行っている。令和3年1月のクリーンセンター灰溶融炉^{*11}の停止以降、埋立量が増加したが、最終処分場の延命化や不足を見据え、焼却残さの埋立量を減らすために、民間施設での再資源化量を増やしている。(図 2.10 及び第5章の P. 52 の表 5.18～19 参照)

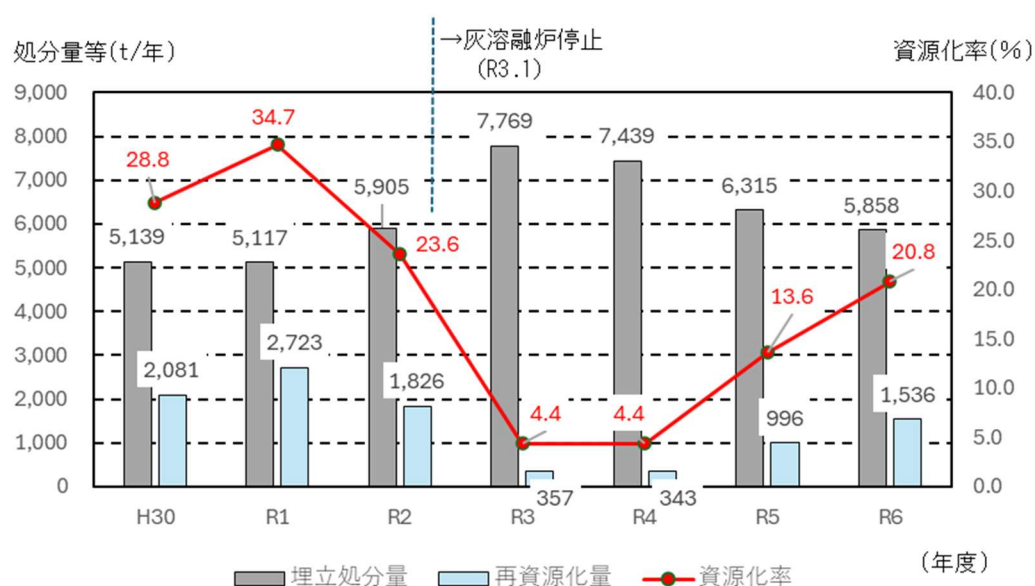


図 2.10 焼却残さ再資源化量等の推移

(3) 余熱利用

クリーンセンターでは、ごみの焼却により生じた熱（蒸気）を用いて発電を行い、場内の電力に用いており、余剰電力は、刈谷知立みらい電力を介して組合市の公共施設へ提供している。加えて、蒸気の一部は、ウォーターパレスKCで利用されており、令和6年度

実績値として、売電 13,611MWh、売電収入は、191,660 千円である。(発電量の詳細は第5章の P.54 の表 5.21 参照)

(4) 温室効果ガス排出量

本組合から排出する温室効果ガスの大部分はごみの焼却に伴うもので、さらにその9割はプラスチック製品の焼却によるものである。(図 2.11 参照)

国全体での温室効果ガス排出量の削減目標は、令和 12 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 46%となっているが、各排出部門の目標は、占有率に応じ個々に定めており、廃棄物焼却部門は 15%となっている。

本組合においても、目標に向け省エネルギー型機器の導入等により、徐々に削減を図っているが、削減目標は未達成である。(図 2.12 参照) 令和 2 年度においては、「第 3 次刈谷知立環境組合地球温暖化対策実行計画」、令和 7 年度には、「第 4 次刈谷知立環境組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、プラスチックなどの一般廃棄物排出量の削減に努めている。また、「国等における環境物品等の調達の推進に関する法律 (グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法)」に基づく取組として、用紙の節減や節水に努めており、目標削減率 (令和元年度基準) 2.5%に対して、令和 6 年度の実績として、用紙類は 15.4%、水道使用量は 23.8%の削減となっている。[温室効果ガスの多くを占める二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移は図 2.11~12 及び第 5 章の P.55 の表 5.24 参照]

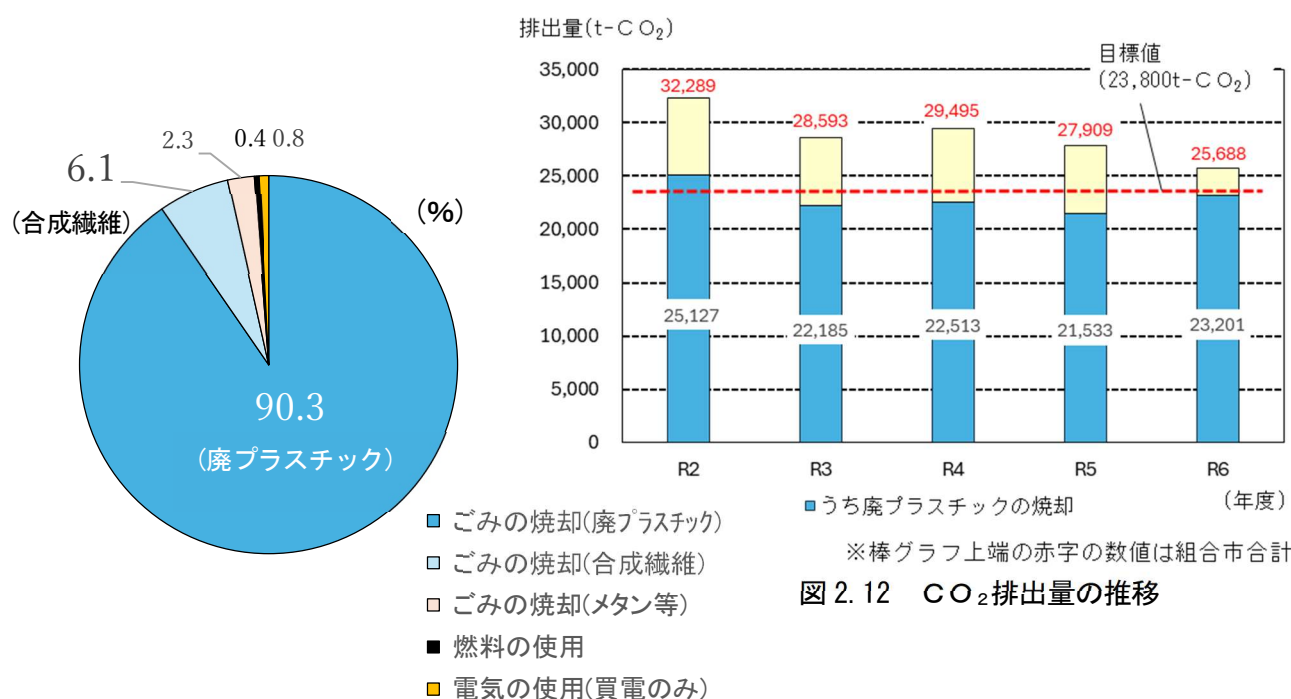


図 2.11 温室効果ガス (CO₂) 排出量の内訳 (令和 6 年度)

図 2.12 CO₂排出量の推移

2.4 地域社会への貢献と住民・組合市との連携

本組合では、クリーンセンター等の施設の特性を活用し、焼却による余熱利用や、再生補修家具等の展示入札販売、小学生の施設見学などに積極的に取り組み、地域社会に貢献している。

(1) ウォーターパレスK C

令和6年度におけるウォーターパレスK Cの利用者数は176,072人である。平成7年度以降、他市のプールの建設に伴い、利用者数は減少傾向にあったが、リニューアル工事と指定管理者制度の導入により増加に転じた。その後コロナ禍で大きく減少したが、再び増加傾向にある。

ウォーターパレスK Cについてはストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理、毎年の定期点検整備、適時の延命化対策を実施することで施設の長寿命化を図ることとした。令和7年度には長寿命化総合計画を改定し、耐用年数を65年〔令和33(2051)年度まで〕の目標とした。

なお、ウォーターパレスK Cでは、利用者に対する日々の聴き取りやアンケートを毎年実施し、要望を把握した上で、さらなるサービスの向上に努めている。(利用者数の推移は図2.13及び第5章のP.54の表5.22参照)

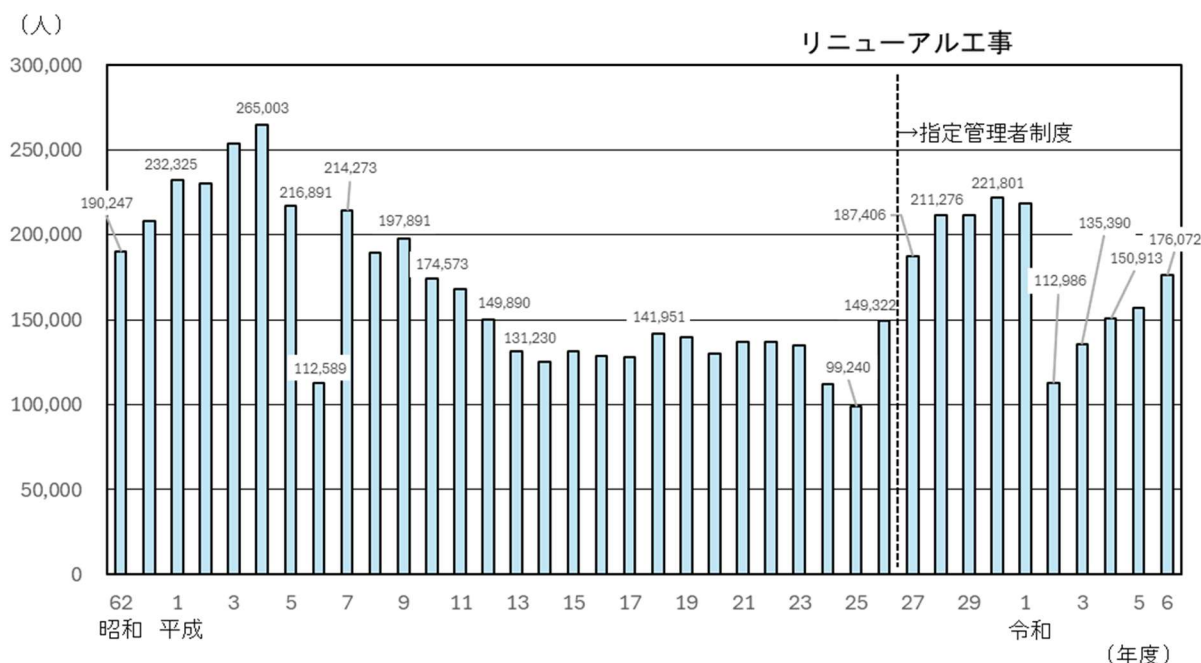


図2.13 利用者数の推移

(2) リサイクルプラザK C

リサイクルプラザK Cでは日用品の展示販売と再生補修家具等の展示入札販売を行っている。令和6年度における入場者数は11,475人、出品点数は24,173点、販売金額は223万円である。

入場者数はコロナ禍により減少したが、ここ数年で回復傾向にある。(入場者数等の推移は図 2. 14 及び第 5 章の P. 54 の表 5. 23 参照)

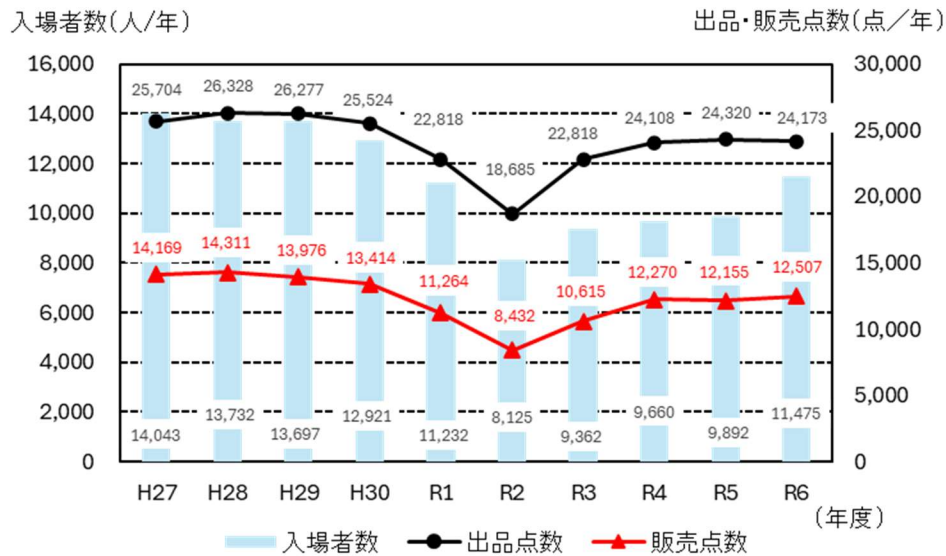


図 2. 14 入場者数等の推移

(3) その他

本組合と組合市の連携として、年 4 回定期的に会議を開催し、ごみ処理に係る情報共有や意見交換を行い、施設の円滑な運営に努めている。

本組合の事業内容や活動などの周知として、ホームページに施設の運営情報を掲載し、ごみ搬入者のほか、ウォーターパレス K C やリサイクルプラザ K C の利用者に対して案内を行っている。また、直接搬入にあたっての事前分別の徹底についても、ホームページ、組合市の公式 L I N E、あいかり (刈谷市公式ポータルアプリ) で周知啓発を図っている。

地元地区や近隣住民との連携として、環境保全対策協議会を開催し、施設の運営状況等の周知をし、施設に対する住民の理解を得ている。また、施設内にあるグラウンドは近隣住民に開放しており、グラウンドゴルフや少年野球などに利用され、レクリエーション施設として認知されている。

さらに、環境施策として、小学 4 年生をはじめ、広く組合市の市民に対して施設見学を実施し、施設の役割やごみ分別等の重要性について学習の場を設けている。また、小学生に対し、刈谷知立みらい電力を介したエネルギーの地産地消に係る講座を組合市と協力して開催している。

2.5 災害対策

本組合が保有する施設は、施設建設時に液状化^{*12}対策を講じており、また地震においても新耐震基準^{*13}を満たしている。(なお、クリーンセンターの焼却炉は震度5強相当で自動停止し、安全を確認した後に再稼働する。) 浸水対策として、焼却施設で地盤を1m嵩上げて建設しており、1000年に1度の豪雨に対応している。

災害に係る計画については、「事業継続計画(BCP)」^{*14}を本組合で、「緊急対応マニュアル」を包括委託業者で、「危機管理マニュアル」を指定管理者でそれぞれ策定している。災害時を想定した訓練では、県との伝達訓練に参加しているほか、災害処理に係る図上訓練、クリーンセンターとウォーターパレスKCにおける避難訓練、本組合と包括委託業者合同での消防訓練を実施している。

また、南海トラフ巨大地震などの災害時でも、滞りなくごみ処理が行えるよう、被害が及ばない県外処理施設と協議を行っている。

2.6 財政

本組合の決算額の推移は表2.3、図2.15及び図2.16に示すとおりである。

令和5年度における歳入の決算額は21億9,030万円で、そのうち組合市の分担金が16億1,090万円で全体の73.5%を、ごみ処理の手数料等は2億1,690万円で9.9%を、売電等の諸収入は2億4,670万円で11.3%を占めている。

また、歳出の決算額は20億9,190万円で、そのうちクリーンセンター管理費が15億8,010万円で全体の75.5%を、ウォーターパレスKCの管理費が2億1,970万円で10.5%を占めている。

表2.3 決算額の推移

単位：百万円

項 目	平 成 年 度					令 和 年 度				
	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
歳入	2,430.9	2,387.2	2,413.5	2,552.4	2,620.8	2,712.8	2,467.9	2,697.5	2,241.5	2,190.3
分担金	1,683.5	1,771.3	1,808.0	2,095.4	2,212.4	2,301.5	2,042.9	1,980.3	1,681.3	1,610.9
使用料・手数料	227.2	230.4	228.9	229.4	232.5	235.7	210.6	212.8	216.6	216.9
繰越金	166.3	121.3	107.0	152.4	87.0	68.9	104.8	98.4	74.3	115.8
諸収入	272.9	264.1	269.6	75.1	88.7	62.5	64.0	76.3	269.4	246.7
組合債	81.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.3	45.6	329.7	0.0	0.0
歳出	2,310.7	2,280.2	2,261.1	2,465.3	2,551.9	2,608.0	2,369.4	2,623.3	2,125.7	2,091.9
議会費	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.5	1.2	1.2	1.2
総務費	100.3	100.3	97.3	95.6	99.5	100.8	108.6	105.7	105.5	116.0
衛生費	1,684.3	1,653.4	1,637.3	1,817.2	1,893.1	1,948.1	1,701.4	1,958.3	1,640.6	1,799.8
クリーンセンター管理費	1,491.0	1,542.3	1,581.0	1,753.2	1,797.4	1,856.1	1,588.9	1,849.9	1,547.3	1,580.1
余熱ホール管理費	193.3	111.1	56.3	64.0	95.6	92.0	112.4	108.5	93.3	219.7
公債費	524.9	525.4	525.4	551.4	558.1	558.0	558.0	558.0	378.4	174.9

注1) 百万円未満の四捨五入のため、合計欄の数値が項目の合計と一致しないものがある。

注2) 余熱ホールはウォーターパレスKCを指す。

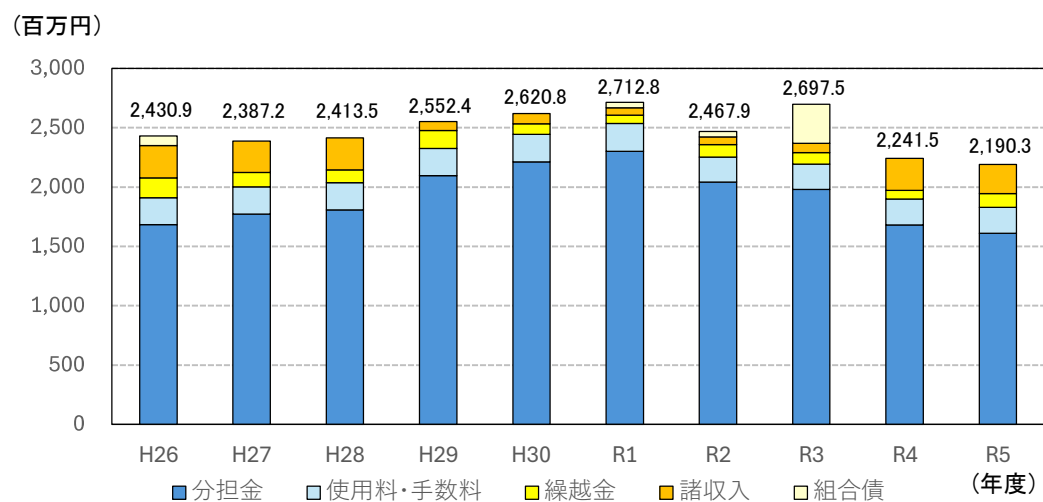


図 2.15 歳入の推移

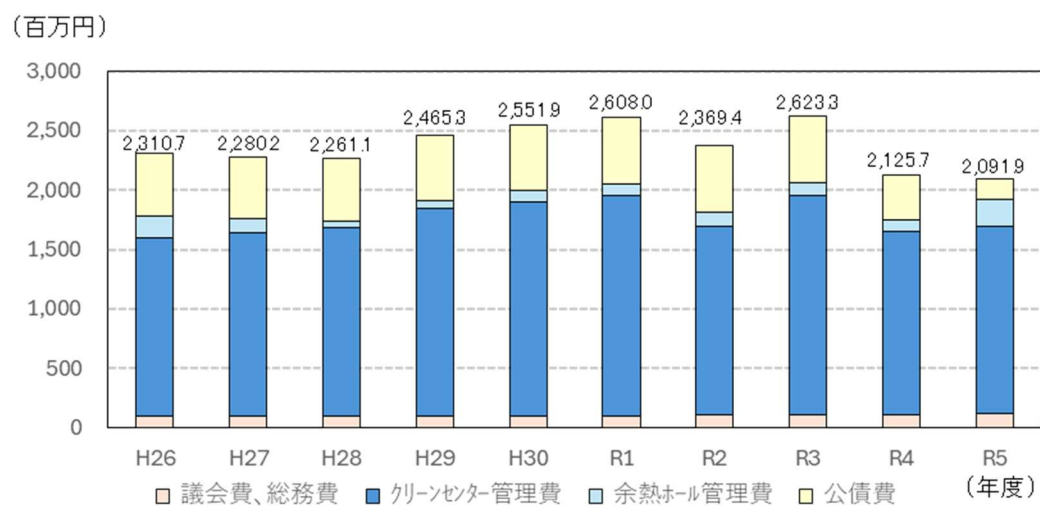


図 2.16 歳出の推移

令和5年度における中間処理量1tあたりの経費は、表2.4に示すとおり24,967円/tで、本組合施設と同規模程度の施設の平均(28,771円/t)より低い額となっている。

表2.4 処理量1tあたりの経費の比較

地方公共団体名	施設名	事業方式	施設規模(t/日)	年間処理量(t/年)	中間処理経費(千円/年)	処理量1t当たり経費(円/t)	その他施設()内は規模
刈谷知立環境組合	刈谷知立環境組合クリーンセンター	DB+0	291	58,316	1,455,971	24,967	粗大(30)
日立市(茨城県)	日立市清掃センター	DBM	300	52,196	1,478,139	28,319	粗大(15)
足利市(栃木県)	足利市南部クリーンセンター	DB	300	44,894	1,425,375	31,750	粗大(40)、資源(2)
上尾市(埼玉県)	上尾市西貝塚環境センター	DB	300	49,461	1,768,260	35,751	粗大(70)、資源(7.4)
印西地区環境整備事業組合(千葉県)	印西クリーンセンター	DB	300	45,200	1,014,545	22,446	粗大(50)
佐賀市(佐賀県)	佐賀市清掃工場	DB	300	66,370	1,698,560	25,592	粗大(16)、資源(25.67)

注1)一般廃棄物処理実態調査による令和5年度のデータ。

注2)事業方式のDB+0は公設民営・長期包括委託、DBMは公設公営で維持管理のみ委託、DBは公設公営・運転委託。

注3)中間処理経費は中間処理施設に係る工事費と、中間処理に係る人件費、処理費及び委託費の合計。

注4)その他施設の“粗大”は粗大ごみ処理施設、“資源”は資源化施設で、()内数値は処理能力(t/日)を表す。

第3章 計画の基本理念と基本方針

3.1 計画の構成

本計画の構成は図3.1に示すとおりである。(詳細はP.19の表3.1参照)

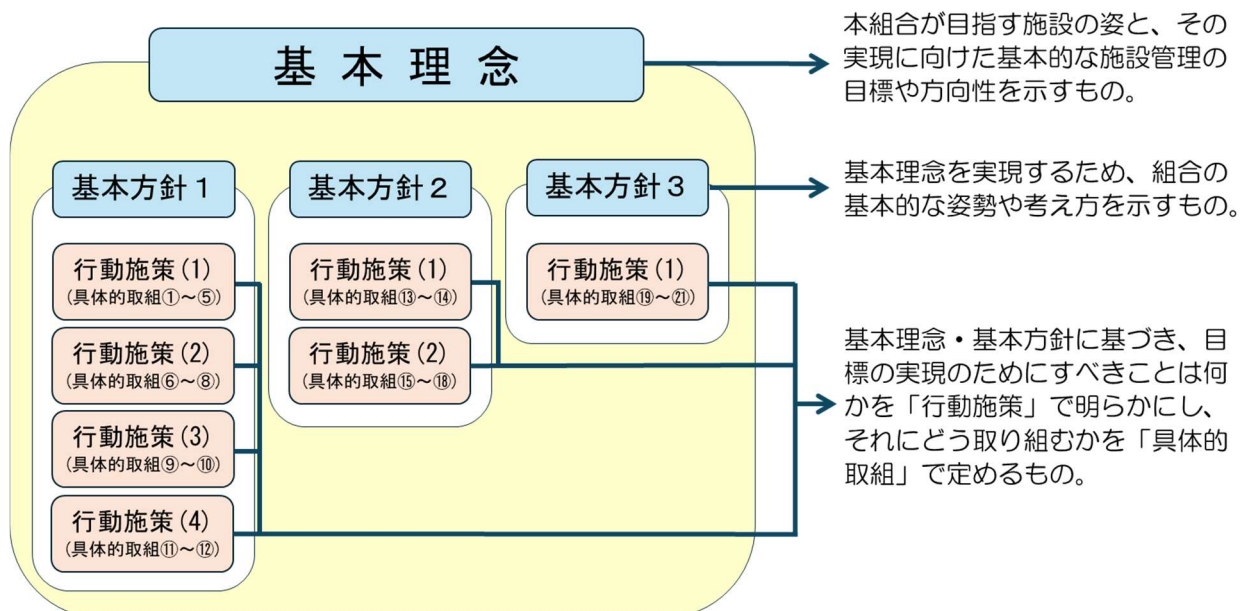


図3.1 計画の構成

3.2 計画の基本理念

廃棄物処理施設は、社会的に、基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組が求められている。

本組合では、保有する施設について、「施設を安全(一つ目のA)に、安定(二つ目のA)して稼働させることで、安心(三つ目のA)を与える“AAA”(トリプルエー)」の考え方で運営を行ってきた。

しかし、本組合が保有するクリーンセンターのうち焼却施設は、供用開始から令和7年度で17年が、破碎施設は40年が経過し、老朽化に伴って運営管理費が増加しているほか、施設保全上のリスクが高まっている。ウォーターパレスKCも供用開始から39年が経過し、施設の経年劣化が進んでいる。

このような状況の中、クリーンセンターについては、民間業者の創意工夫を生かし、予防保全の考えを取り入れた計画的な維持管理等を図るべく、包括的運営管理業務委託を実施している。また、ウォーターパレスKCについても、指定管理者制度を導入し、民間業者のノウハウを活用した効率的な施設運営を行っている。

本組合の施設ごとの現状や課題について、クリーンセンターは、ごみを処理するために必要不可欠なインフラであることから、適切な施設運営を求められている。また、大型連休などにおける渋滞や搬入不適物の対応などの課題の解決も求められている。

また、ウォーターパレスKCは利用者数が年間15万人を超える大きなニーズのある施設となっており、利用者の多様なニーズに対して、柔軟な対応が求められている。今後、これらの施設運営を計画的かつ適切に行っていくためには、市民の理解と協力が必要不可欠である。

また、本組合の財政面について、施設運営に係る経費は、主に組合市からの分担金で賄われており、組合市における財政状況を踏まえ、施設の維持管理費の低減、財政負担の平準化等を図ることが求められている。

これらの現状や課題を踏まえるとともに、循環型社会の推進、地域社会への貢献といった観点を加え、本計画における基本理念は、

安全・安定・安心の施設運営により循環型社会を支える刈谷知立環境組合

とする。

3.3 計画の基本方針

基本理念で示した本組合が目指す施設の姿と、そのための施設管理を実現するため、3つの基本方針を定める。

(1) 適切な施設運営による循環型社会の推進（基本方針1）

施設の安全・安定的な維持管理のために、クリーンセンターについて、包括的運営管理業務委託による施設運営を継続するとともに、委託業務に対し第三者モニタリングを含むモニタリングを行う。また、適切な保全方式による維持管理や基幹的設備改良工事の実施により、施設の延命化を図っていく。日々の運営では、発生する焼却灰について複数の処分先を確保していくほか、繁忙期における車両渋滞を緩和するための対策を講じていく。

ごみの減量化とリサイクルの推進のために、ごみの分別搬入の周知徹底を図るとともに、受入しているリサイクル品の品目の見直しを行う。また、焼却灰等の再資源化を推進するほか、費用負担の公平性の確保、他市との均衡性により、直接搬入されるごみの有料化を検討する。

温室効果ガスの削減とエネルギーの有効活用のために、基幹的設備改良工事等の設備更新時にCO₂削減に資する機器の導入を推進する。発電した電力については刈谷知立みらい電力を通じた電力の地産地消への取組を継続する。

災害時の対応の強化のために、災害時におけるグラウンドの有効利用について検討するほか、大規模災害を想定した訓練の継続と事業継続計画（BCP）等の見直しを行う。

（２）地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進（基本方針２）

地元住民・組合市との連携として、地元住民については、施設の特性の理解を深めてもらうため、各種会議での意見交換等を行う。

また、組合市については、定期的な会議を通じて情報共有や意見交換を行い、連携の強化を図る。

ウォーターパレスＫＣについては、長期的に市民の利用を推進するために、適切な維持保全の実施と大規模改造工事の実施により、施設の延命化を図っていく。運営については指定管理者制度の活用による利用者サービスの向上を図るとともに、業務に対するモニタリングを行い、必要に応じて改善を図る。

リサイクルプラザＫＣについては、ＰＲ活動の強化と再生補修家具等の取扱品目の見直しなどにより、利用者の増加を図るとともに、施設の活性化によりＳＤＧｓ^{*15}に係る取組を推進する。

（３）効率的な組合運営の推進（基本方針３）

組合職員の育成と技術継承を行うとともに、デジタル技術を活用した業務の省力化と効率化に取り組み、組合の運営効率化を図る。

３．４ 計画の体系

計画の進行管理として、本計画に掲げた目標や取組については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、ＰＤＣＡサイクル^{*16}によって適切な進行管理を行う。また、本計画の基本理念や施策に沿って、新たな個別計画の策定や既存の個別計画の見直しなどを適切に進める。なお、本計画の体系を表３．１に示す。

表 3.1 計画の体系

基本方針	行動施策	具体的な取組
1 適切な施設運営による循環型社会の推進	(1) 廃棄物処理施設の安全・安定的な維持管理	① 包括的運営管理業務委託による施設運営の継続
		② 第三者モニタリングの定期的な実施
		③ 基幹的設備改良工事等の実施による長寿命化の推進
		④ 搬入車両の削減対策
		⑤ 焼却灰の処分先確保
	(2) ごみの減量化とリサイクルの推進	⑥ ごみの分別搬入の周知徹底
		⑦ 直接搬入されるごみの有料化の検討
		⑧ ごみの資源化の推進（リサイクル品目・焼却灰等再資源化）
	(3) 温室効果ガスの削減・エネルギーの有効活用	⑨ CO ₂ 削減に資する機器導入の検討
		⑩ 発電電力の有効利用の継続
	(4) 災害時の対応の強化	⑪ 災害時におけるグラウンド利用の検討
		⑫ 災害時を想定した訓練の継続と計画の見直し
2 地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進	(1) 地元住民・組合市との連携	⑬ 地元住民との協力・連携
		⑭ 組合市との協力・連携
	(2) 住民サービスの向上（ウオーターパレスＫＣ、リサイクルプラザＫＣ）	⑮ ウオーターパレスＫＣの長寿命化の推進
		⑯ 指定管理者制度の活用による利用者サービスの向上
		⑰ モニタリングの強化による管理水準の維持
		⑱ リサイクルプラザＫＣの利用促進に向けたＰＲ
3 効率的な組合運営の推進	(1) 組合の運営効率化	⑲ 組合職員の育成と技術継承
		⑳ デジタル技術を利用した業務の省力化、効率化
		㉑ 健全な財政運営の推進

第4章 具体的な取組

本章では、前章で定めた3つの基本方針を実現するための行動施策を示す。個々の行動施策については、現状と課題を整理した上で、課題を解決するための具体的な取組を示す。

4.1 基本方針1：適切な施設運営による循環型社会の推進

(1) 廃棄物処理施設の安全・安定的な維持管理

① 包括的運営管理業務委託による施設運営の継続	
現 状	クリーンセンターの運営管理を包括的に長期間委託することにより、コストの削減と負担の平準化を図り、安全で安定した施設運営を行っている。
課 題	施設が老朽化していく中で、計画的かつ適切な維持管理をし、安定した施設の運営管理を継続していく必要がある。
取組内容	運営事業者の持つノウハウや創意工夫を活用し、安定した施設の運営管理を効率的・効果的に実施できる包括的運営管理業務委託を継続する。 包括的運営管理業務委託の効果を最大限に引き出すため、発注方法や契約期間等について、これまでの実績を検証しつつ最適な手法を検討する。

② 第三者モニタリングの定期的な実施	
現 状	クリーンセンターの包括的運営管理委託業務に対し、組合職員が日々モニタリングを実施している。
課 題	組合職員の慣れによるチェックの見落としや、職員の人事異動に伴うモニタリング機能の低下を防ぐため、外部モニタリングを定期的の実施していく必要がある。
取組内容	クリーンセンターの包括的運営管理委託業務に対して、有識者等を含めた第三者機関による中立的・専門的見地でのモニタリングを定期的の実施し、運営事業者の適正な評価・指導を行うとともに、組合職員によるモニタリング機能の向上と持続を図る。 第三者モニタリングの成果を踏まえて、組合モニタリング実施基準の見直しを行う。

③ 基幹的設備改良工事等の実施による長寿命化の推進	
現 状	クリーンセンターの施設について延命化を図ることとし、予防保全の考え方で適切な維持管理を行っている。焼却施設については基幹的設備改良工事による延命化を計画している。
課 題	定期的な機能検査や精密検査を実施し、各設備機能等の劣化状況を把握する必要がある。焼却施設については、計画に基づいた基幹的設備改良工事を実施する必要がある。
取組内容	適切な保全方式による設備の維持管理に加え、焼却施設については基幹的設備改良工事の実施によって施設の延命化を図り、長寿命化総合計画で定めた目標耐用年数までの安定稼働を目指す。 先端技術を活用した機能診断を定期的の実施し（表 4.1 参照）、設備機器等の劣化状況を的確に把握するとともに、必要に応じて長寿命化総合計画の見直しを行う。

表 4.1 機器の劣化状況を把握するために実施している検査

検査方法	測定項目	対象機器	検査方法	測定項目	対象機器
深層部検査	減肉	過熱器、エコノマイザ	音響法	聴診棒の音	ボイラ、ファン等の回転機器他
発電機絶縁検査	絶縁劣化状態	タービン発電機	ハンマリング法	打撃音、感触	機械、構造物、耐火物
ケーシング精密検査	板厚	バグフィルタ本体	浸透探傷試験	欠陥	ボイラ、タービン、主要弁類
ロボット肉厚測定	減肉	ボイラ水管	寸法・隙間測定	摩耗、伸び、膨張	コンベヤチェーン、スクリュー、耐火物他
磁気探傷検査	傷の有無	ボイラ水管	超音波測定	摩耗、減肉	ケーシング、配管
振動加速度計測	振動加速度	回転機器	水圧検査	耐圧	ボイラ
触媒劣化分析	触媒の性状	脱硝反応塔	絶縁抵抗試験	絶縁抵抗値	電動機、発電機
振動法	周波数	ボイラ、ファン等の回転機器	温度測定	回転体軸受温度	回転機器

注) 赤字は高度機能診断とするもの。

④ 搬入車両の削減対策	
現 状	ごみの搬入量は減少したが、家庭系ごみの直接搬入を中心に搬入車両台数は増加しており、繁忙期には周辺道路で渋滞が発生している。
課 題	安全で安定した運営をするため、搬入車両を減らす対策が必要である。
取組内容	ごみ搬入の分散を多様な手段（ホームページ、LINE等のSNS、キャッチネットワークとの連携）による情報提供を適時適切に行うことで、繁忙期におけるクリーンセンター場内の車両渋滞の緩和や周辺道路への影響の軽減を図り、搬入車両の削減を行う。 繁忙期における優先車両の経路短縮化や誘導員の配置（図 4.1 参照）など、場内の車両混雑の緩和策を継続するとともに、粗大ごみ置き場に可燃ごみ置き場を設置する「ワンストップ受付」（図 4.2 参照）等の導入を検討する。

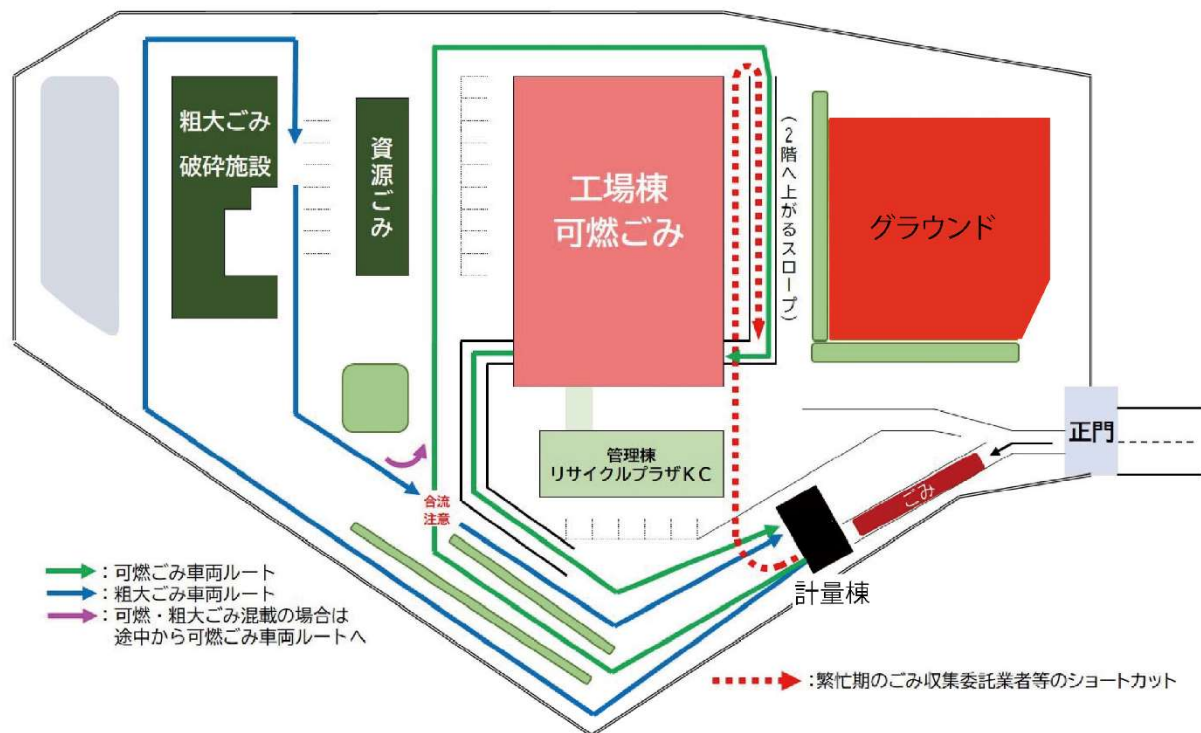


図 4.1 優先車両の経路短縮化（ショートカット）（現在実施中）

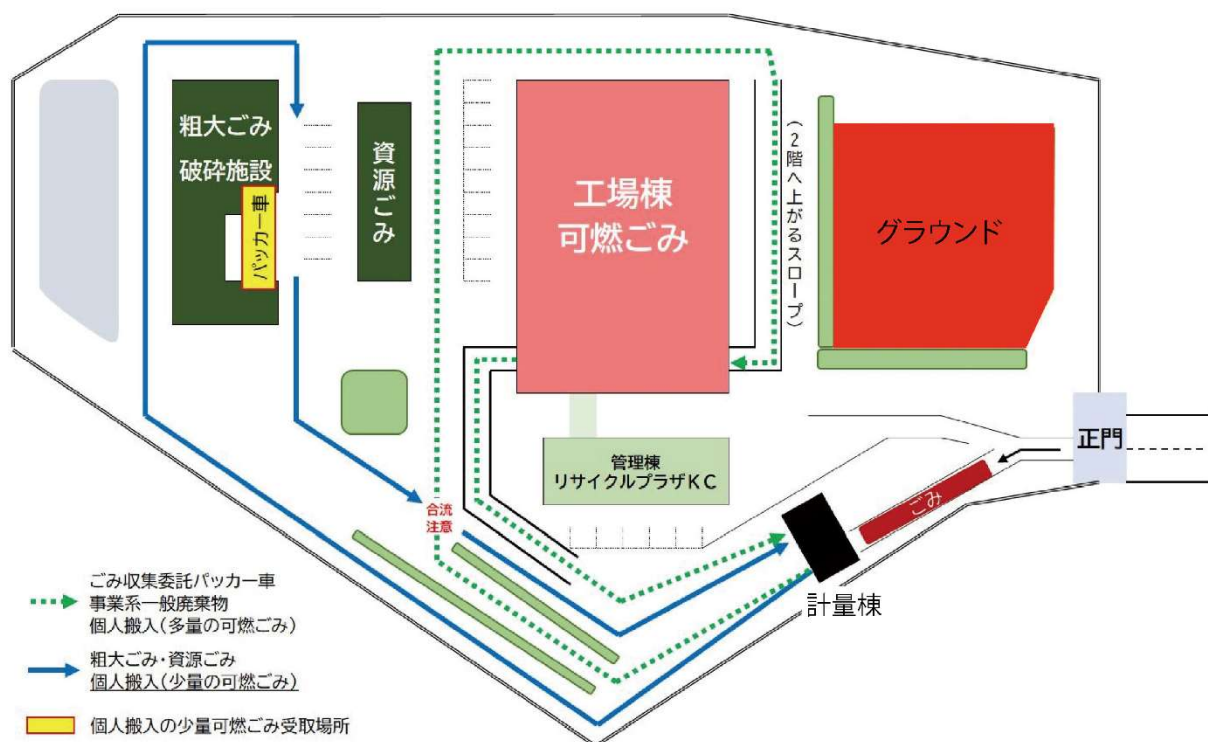


図 4.2 ワンストップ受付（導入を検討）

ホームページでのライブカメラ
による混雑状況（動画配信）



⑤ 焼却灰の処分先確保	
現 状	最終処分場の延命化、最終処分場の不足を見据え、焼却灰等の埋立量を減らし、再資源化量を増やしている。
課 題	焼却灰等の再資源化をさらに進めるにあたり、処分先の選定や、処分費のコスト高によるさらなる予算の確保が必要である。
取組内容	災害や事故等により、焼却灰等の処分施設や資源化施設の受入停止で灰の搬出ができなくなることを回避し、安定した運営を継続するため、搬出に係るコストを検証しつつ、リスク分散のために複数の処分先（表 4.2 参照）を確保する。

表 4.2 焼却灰の搬出先一覧

〔最終処分先〕

搬 出 先	所在地	処分方法
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	愛知県知多郡武豊町	埋立処分
株式会社南都興産	奈良県御所市	
刈谷市不燃物埋立場	愛知県刈谷市	
知立市不燃物処理場	愛知県知立市	
エコシステム花岡(株)(追加検討中)	秋田県大館市	

〔再資源化先〕

搬 出 先	所在地	処分方法
サンエイ(株)	愛知県刈谷市	溶融処理
中部リサイクル(株)	愛知県名古屋市	
メルテックいわき(株)	福島県いわき市	
新日本電工(株)(追加検討中)	茨城県鹿嶋市	
三重中央開発(株)	三重県伊賀市	焼成処理

(2) ごみの減量化とリサイクルの推進

⑥ ごみの分別搬入の周知徹底	
現 状	本組合では事前分別の徹底を組合ホームページ等で周知啓発するとともに、情報を随時更新している。
課 題	ごみ分別の徹底を組合市とさらに協力・連携して行っていく必要がある。
取組内容	組合市と協力し、ごみの分別搬入の周知徹底を行うとともに、ごみの減量とリサイクルを推進する。 分別の指導 — 搬入者（一般市民、収集業者）に対する指導 — 搬入されたものの展開検査（家庭系・事業系） — 搬入するもののうち、資源物は分別するように案内 — リサイクルの案内

⑦ 直接搬入されるごみの有料化の検討	
現 状	ごみ搬入量が僅かに減少しているが、大きな削減に至っていない一方で、搬入車両台数は増えており、繁忙期には搬入車両の渋滞が発生している。家庭系ごみの処理は無料、事業系ごみの処理手数料は、100 円/10 kgで、近隣自治体の施設と比べると安価である。
課 題	ごみの減量化と費用負担の公平性を目指す。また、施設の安全で安定した運営をするため、搬入車両を減らす必要がある。
取組内容	直接搬入される家庭系ごみの有料化と、事業系ごみの処理手数料の改定を検討する。ごみの有料化を含む手数料の価格改定については、近隣自治体の動向（表 4.3 参照）を踏まえて適切な価格設定を検討する。 手数料改定により、搬入台数減少による渋滞の緩和、自主財源の増加やごみ分別の推進といった副次的な効果を検証する。（第 5 章の P. 57～60 参照）

表 4.3 近隣自治体におけるごみ処理手数料の状況

地方公共団体名	組合市町名	ごみ処理手数料	
		家庭系	事業系
豊田市	—	200円	200円
安城市	—	100円 (30kg超)	200円
東部知多衛生組合	大府市、豊明市、東浦町、阿久比町	200円	200円
衣浦衛生組合	碧南市、高浜市	50円 (100kg超)	200円
尾三衛生組合	日進市、みよし市、東郷町	200円 (20kgまで400円)	200円 (20kgまで400円)
刈谷知立環境組合	刈谷市、知立市	無料	100円

注1) ごみ処理手数料は10kgあたりの価格。

注2) 安城市の家庭系及び事業系は令和 8 年 4 月の改定後の価格。

注3) 衣浦衛生組合の事業系は令和 7 年10月 1 日の改定後の価格。

⑧ ごみの資源化の推進（リサイクル品目・焼却灰再資源化）	
現 状	クリーンセンターで受け入れるリサイクル品目を追加してきた。 焼却灰については最終処分場で埋立処分しているほか、民間の施設で再資源化をしている。
課 題	硬質プラスチック等、新たなリサイクル回収品目の追加を検討する。リサイクル品目の回収スペースが限られているため、回収品目の見直しを行う必要がある。最終処分場の延命化や最終処分場の不足を見据え、焼却灰の埋立量を減らし、再資源化をさらに推進する必要がある。
取組内容	クリーンセンターに搬入されるごみの資源化について、既存のリサイクル品目の見直しを行うとともに、新たなリサイクル品目の追加を検討する。 焼却灰の再資源化量を段階的に増やし、再資源化を推進する。
	目標値：令和 17（2035）年度までに焼却灰の再資源化率 40%を目指す。

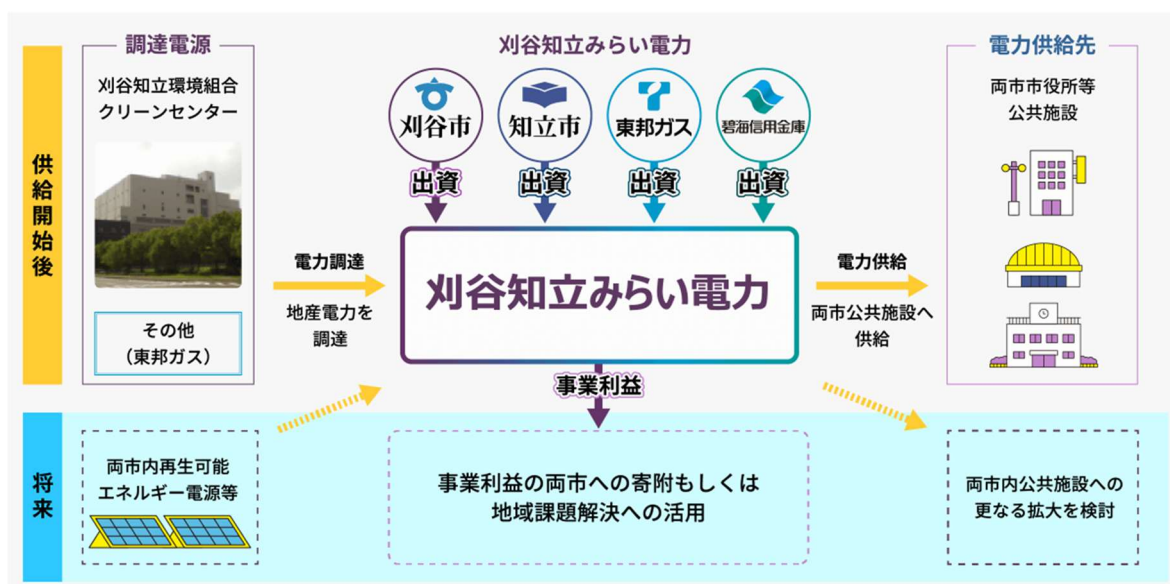
（３）温室効果ガスの削減・エネルギーの有効活用

⑨ CO ₂ 削減に資する機器導入の検討	
現 状	本組合からの温室効果ガス排出量の大部分はプラスチック製品等のごみの焼却に伴うもので、排出量は減少傾向にあるものの、平成 25（2013）年度を基準に令和 12（2030）年度までにCO ₂ 排出量を 15%削減するという目標は未達成である。
課 題	プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別回収に組合市と共に取り組んでいく必要がある。 基幹的設備改良工事において、CO ₂ 削減に資する最新の省エネルギー型機器を導入していく必要がある。
取組内容	組合市の環境施策の取組に合わせて、プラスチック製品の回収に取り組む。 基幹的設備改良工事の実施やLED照明等の省エネルギー型機器の導入（表 4.4 参照）により、CO ₂ の排出抑制を推進する。 太陽光発電設備の設置や環境対応車の導入等に努める。
	目標値：令和 12（2030）年度までに、CO ₂ 排出量を 15%削減 〔平成 25（2013）年度基準〕する。

表 4.4 基幹的設備改良工事で温室効果ガスの削減を図る設備等（計画）

目標とする性能水準	概 要	対応策	関連する設備									
			受入供給設備	燃焼設備	燃焼ガス冷却設備	排ガス処理設備	余熱利用設備	通風設備	給水設備	灰出し設備	飛灰処理設備	電気・計装設備
省エネルギー化	電力使用量削減	・省電力機器への交換 ・高効率電動機への交換	○		○	○		○	○	○	○	○
安定性向上	機能回復	・機器の部分更新 ・機器の全更新	○	○	○	○	○		○	○	○	○

⑩ 発電電力の有効活用の継続	
現 状	ごみの焼却により発電を行っており、余剰電力は刈谷知立みらい電力を通じて組合市の公共施設へ供給している。(令和6年度における可燃ごみ1tあたりの発電量は443kWh)
課 題	焼却施設の発電効率を維持するとともに、刈谷知立みらい電力を通じた再生可能エネルギー電力の地産地消への取組を継続する必要がある。今後、ごみ量の減少、ごみ質の変化に伴って発電量の減少が予想されるが、発電効率を維持していく必要がある。
取組内容	安定的に発電することで売電電力量を確保する。さらに、刈谷知立みらい電力を通じた再生可能エネルギー電力の地産地消への取組を継続することにより、脱炭素化を推進する。
	目標：現状の発電効率をできる限り維持する。(令和6年度における可燃ごみ1tあたりの発電量を努力目標値とする)



出典：刈谷知立みらい電力ホームページ

図 4.3 刈谷知立みらい電力を通じた電力供給の仕組

(4) 災害時の対応の強化

⑪ 災害時におけるグラウンド利用の検討	
現 状	敷地内にあるグラウンドを地域に開放している。
課 題	災害時におけるグラウンドの利用方法等を組合市と検討する必要がある。
取組内容	大規模な災害発生後に出る大量の災害廃棄物を円滑に処理するため、グラウンドの有効利用について組合市と検討する。
	また、災害時におけるグラウンドの通常利用の停止や、一般車両の受入れ停止等の対応に関する運営方針を定める。

⑫ 災害時を想定した訓練の継続と計画の見直し	
現 状	災害時を想定した各種の訓練を行っている。また、本組合では「事業継続計画（BCP）」を策定しているほか、包括委託業者等では災害に係るマニュアルを作成している。
課 題	風水害を始め、感染症の蔓延、南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定した訓練の継続と、訓練内容の見直しが随時必要である。本組合の施設間での伝達訓練や災害廃棄物受入れ訓練の実施も必要である。 本組合や包括委託業者等で策定した各種計画の見直しを随時行うことが必要である。
取組内容	大規模災害を想定した各種訓練を継続して実施し、必要に応じて訓練内容の見直しや、本組合の「事業継続計画（BCP）」の見直しを行い、災害時の対応力の強化を図る。 関係団体の実施する図上訓練や伝達訓練へ継続して参加する。

4.2 基本方針2：地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進

（1）地元住民・組合市との連携

⑬ 地元住民との協力・連携	
現 状	本組合のホームページにおいて施設の運営情報等を掲載しているほか、環境保全対策協議会を開催して運営状況を近隣地区に報告している。 小学生をはじめ、市民向けの施設見学を実施している。
課 題	社会情勢に合わせて、組合の管理状況をさらに分かりやすく発信する必要がある。組合市の広報誌や組合市及び本組合双方のホームページを活用したさらなる周知啓発活動を行う必要がある。
取組内容	近隣地区へ施設の運営状況等を報告する環境保全対策協議会を継続して開催することで、住民の理解を深める。 小学生をはじめ、市民向けの施設見学を継続して実施することで、施設の役割やごみ分別等の取組の重要性について周知啓発を図る。



施設見学の状況と、本組合のホームページ

⑭ 組合市との協力・連携	
現 状	組合市と定期的に会議を開催し、情報共有と意見交換を行っている。
課 題	適正なごみ処理を継続して行うため、組合市との協力・連携を図る必要がある。
取組内容	組合市と情報共有や意見交換をする会議を定期的に開催することで、施設の円滑な運営を継続する。 刈谷知立みらい電力を通して、ごみ焼却による電力を組合市内の公共施設へ供給するほか、エネルギーの地産地消について学習する小学生向け講座を組合市と協力して開催する。

（２）住民サービスの向上（ウォーターパレスＫＣ、リサイクルプラザＫＣ）

⑮ ウォーターパレスＫＣの長寿命化の推進	
現 状	施設の延命化を図ることとし、主要設備を一定周期で補修し、状態を見て整備するなどの予防保全の考え方で適切な維持管理を行っている。
課 題	耐久性調査の結果、建物躯体は良好であったが、配管や設備機器等の劣化が進行しており、今後大規模改造が必要である。
取組内容	老朽化した設備等の大規模改造工事を実施し、施設の機能回復を図って施設の長寿命化を推進するとともに、省エネルギー化を図る。 長寿命化総合計画に基づく予防保全により、施設の安定稼働を図りつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

ウォーターパレスＫＣ
のプール



⑯ 指定管理者制度の活用による利用者サービスの向上	
現 状	指定管理者制度を活用し、ウォーターパレスＫＣの運営管理をしている。
課 題	施設利用者数はここ数年増加傾向にあるが、コロナ禍前の利用者数に届いていないため、サービスを向上させて利用者数の増大を図る必要がある。
取組内容	民間企業のノウハウやアイデアを活用する指定管理者制度を継続する。指定管理者制度により、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上とコスト削減を図る。 指定管理者のノウハウによる提案事項を実現するため、組合による支援を行うとともに、その評価を行う。

⑪ モニタリングの強化による管理水準の維持	
現 状	ウォーターパレスＫＣの運営管理において、利用者の要望を把握した上でサービスの向上に努めている。
課 題	指定管理者及び組合によるモニタリングを強化し、サービスの向上を図る必要がある。
取組内容	指定管理者によるセルフモニタリングや組合によるモニタリングを強化し、指定管理業務の適切な評価を実施し、その結果に基づいた指導、助言により管理水準を維持する。 次回指定管理者の選定に向けて、選定方法や条件等の見直しを行う。

⑫ リサイクルプラザＫＣの利用促進に向けたＰＲ	
現 状	ホームページ等により広報しているが、入場者数や再生補修家具の展示販売数が少ない。
課 題	全体的に広報不足である。掲示板サイト等の多種多様のリサイクル方法に対し、対面販売、出品の手軽さなど、リサイクルプラザＫＣのメリットをＰＲするために、ホームページ掲載内容の見直しなどの周知啓発活動を強化する必要がある。
取組内容	ホームページやＳＮＳ等の広報によるＰＲ活動の強化や再生補修家具等の取扱品目の見直しなどにより、リサイクルプラザＫＣを活性化し、利用者の増進を図る。



リサイクルプラザＫＣの展示状況

4.3 基本方針3：効率的な組合運営の推進

(1) 組合の運営効率化

⑱ 組合職員の育成と技術継承	
現 状	資格の取得や各種講習会で職員の技能・知識の向上を図っている。
課 題	包括的運営管理業務委託や指定管理者制度を管理監督する組合職員の人材確保と技術継承が必要である。また、クリーンセンターやウォーターパレスKCでの業務のモニタリングを適切に行うため、職員の技術・知識水準を維持できるように、専門的な研修や資格取得に向けた取組を継続的に行う必要がある。
取組内容	様々な講習会や組合市が開催する職員研修への参加、並びに安全衛生推進者や廃棄物処理施設技術管理者の資格取得等により、クリーンセンターやウォーターパレスKCの適正な管理監督に必要な知識の向上を図り、職員の育成と技術継承を行う。



廃棄物処理施設技術管理者講習の受講状況

⑳ デジタル技術を活用した業務の省力化、効率化	
現 状	財務会計システムなどの情報処理システムを利用している。
課 題	人材に限りがある中、デジタル技術を活用した業務の省力化、効率化を図る必要がある。(DX化)
取組内容	各種のデジタル技術（情報システムのクラウド化、ペーパーレス化、ごみ処理手数料等のキャッシュレス化）を活用して、業務の省力化と効率化を図る。

②① 健全な財政運営の推進	
現 状	運営費の8割近くを組合市の分担金で賄っている。
課 題	施設の維持管理や長寿命化に必要な工事に多額の事業費が必要であるため、交付金や起債の活用を検討する必要がある。 資源物の売却収入やごみ処理手数料等、自主財源の確保について様々な視点からの検討が必要である。
取組内容	焼却施設の基幹的設備改良工事やウォータープレスKCの大規模改造工事などの工事において、国の交付金や地方債を積極的に活用し、財政負担の軽減や平準化を図るほか、組合の自主財源の確保に努める。

4.4 年次計画

基本方針における主要な取組の年次計画を以下に示す。記載のないものは計画期間を通して個別に検討、実施する。

(1) 適切な施設運営による循環型社会の推進

① 廃棄物処理施設の安全・安定的な維持管理

取組内容	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16 (2034)	R 17 (2035)
包括的運営管理業務委託による施設運営の継続					現行の包括委託		次期の包括委託			
第三者モニタリングの定期的な実施		実施 ●			実施 ●			実施 ●		
基幹的設備改良工事等の実施による長寿命化の推進					整備基本計画策定		基幹的設備改良工事			
					適切な保全方式による設備の維持管理					

(2) 地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進

① 住民サービスの向上（ウォーターパレスＫＣ）

取組内容	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16 (2034)	R 17 (2035)
ウォーターパレスＫＣの長寿命化の推進		工事設計	大規模改造工事 ^{注)}			予防型維持保全				
指定管理者制度の活用による利用者サービスの向上		指定管理者制度				指定管理者制度			指定管理者制度	

注) 大規模改造工事の工期は1年を予定しているが、工事内容によっては2年を検討。

(3) 効率的な組合運営の推進

① 組合の運営効率化

取組内容	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16 (2034)	R 17 (2035)
健全な財政運営の推進		地域計画策定	整備基本計画策定～基幹的設備改良工事での交付金・起債の活用							

4.5 財政フレーム

令和7（2025）年度における、本計画期間〔令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間〕の本組合の財政計画は表4.5、図4.4及び図4.5に示すとおりである。

歳入、歳出ともに、長寿命化計画に基づく大規模な工事による変動が大きいが、その他の歳入歳出は、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいる。

大規模な工事により多額の予算が必要となるため、基金や地方債の活用、複数年での工事の実施など、支出の平準化などについて組合市の財政部局と協議する。

歳出のクリーンセンター管理費のうち、基幹的設備改良工事とその整備基本計画の策定では、国の循環型社会形成推進交付金^{*17}を活用するほか、一般廃棄物処理事業債^{*18}を活用する予定であり、その内訳は表4.6に示すとおりである。

表 4.5 財政計画

單位：百萬円

令和 年度		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
項 目												
歳入		2,030.6	2,253.8	2,277.4	2,263.1	3,099.4	2,191.7	2,179.9	2,167.4	5,498.8	5,516.3	5,556.2
分担金		1,592.2	1,728.4	1,740.0	1,854.7	1,954.3	1,796.9	1,789.4	1,779.3	2,255.3	2,272.6	2,263.9
使用料・手数料		197.1	197.1	197.1	197.1	197.1	197.1	197.1	197.1	197.1	197.1	187.1
寄付金・繰越金		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
諸収入		211.3	211.3	211.3	181.3	161.0	161.0	161.0	161.0	161.0	161.0	161.0
国庫支出金		0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	6.7	2.3	0.0	744.6	744.6	744.6
組合債		0.0	87.0	99.0	0.0	750.0	0.0	0.0	0.0	2,110.9	2,111.0	2,169.6
歳出		2,030.6	2,253.8	2,277.4	2,263.1	3,099.4	2,191.7	2,179.9	2,167.4	5,498.8	5,516.3	5,556.2
議会費		2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
総務費		125.7	126.1	124.9	127.0	128.6	124.9	128.6	128.6	128.6	128.6	120.6
衛生費		1,832.3	2,055.1	2,078.2	2,059.5	2,921.8	1,999.4	1,976.2	1,964.2	5,233.9	5,199.8	5,199.8
クリーンセンター管理費		1,757.4	1,980.2	1,970.9	1,913.6	1,867.7	1,894.2	1,871.0	1,859.0	5,128.7	5,094.6	5,094.6
うち計画策定等		4.5	0.0	0.0	3.0	26.0	30.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち外部モニタリング		0.0	0.0	5.2	0.0	0.0	5.2	0.0	0.0	5.2	0.0	0.0
うち工事費		29.6	151.1	156.7	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	3,264.5	3,265.6	3,265.6
余熱ホール管理費		74.9	74.9	107.3	146.0	1,054.1	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2
うち計画策定等		0.0	0.0	32.5	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
うち工事費		0.0	0.0	0.0	71.1	1,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費		70.3	70.1	71.9	74.3	46.6	65.1	72.7	72.3	134.0	185.6	233.4
予備費		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
クリーンセンター									← 基幹的設備改良工事 →			
		← 現行の包括委託 →					← 次期の包括委託 →					
余熱ホール (ウォーターパレスKC)						← 大規模改造工事 →						
		← 現行の指定管理 →					← 次期の指定管理 →			← 次々期の指定管理 →		

注1) 金額は税込み。

注2) 百万円未満の四捨五入のため、合計欄の数値が項目の合計と一致しないものがある。

注3) クリーンセンターと余熱ホールの工事費は、単年の小規模工事を除く。

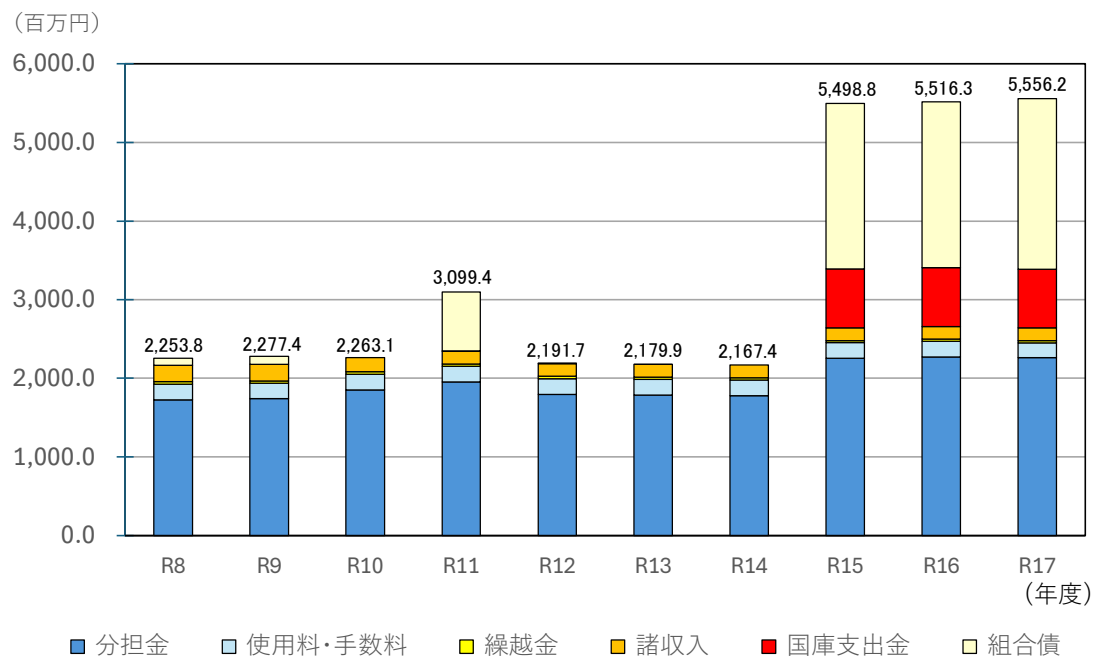


図 4.4 財政計画（歳入）

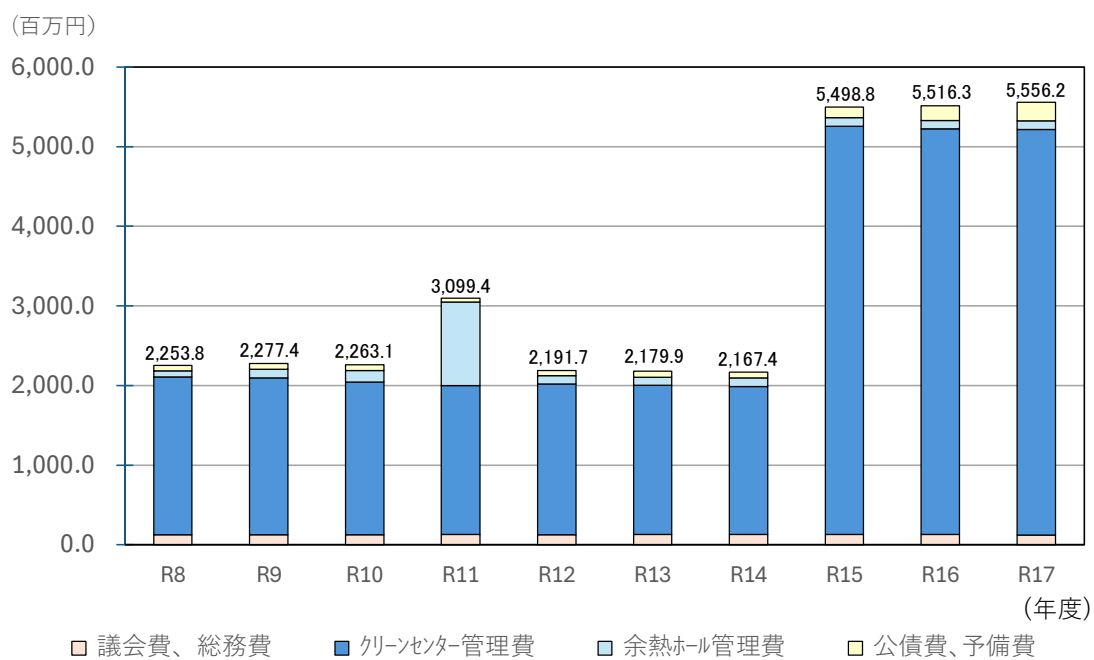


図 4.5 財政計画（歳出）

表 4.6 基幹的設備改良工事等に係る交付金及び地方債の内訳（計画）

単位：千円

歳出区分			事業	年度	事業費	交付対象	交付対象外	交付金	起債
衛生費	クリーンセンター管理費	工事費	基幹的設備改良工事	令和15	3,248,300	2,233,850	1,014,450	744,617	2,101,148
					16,242	16,242	0	5,413	9,746
				令和16	3,249,400	2,234,610	1,014,790	744,870	2,101,859
					16,247	15,290	0	5,096	9,175
				令和17	3,249,400	1,847,740	1,401,660	615,913	2,159,889
					16,247	16,247	0	5,415	9,749
		計画策定等	整備基本計画策定	令和11	26,000	21,000	5,000	7,000	—
				令和12	20,000	20,000	—	6,666	—
				令和13	7,000	7,000	—	2,333	—

注1) 令和7年度の長寿命化総合計画に基づいて積算した数値になる。

注2) 基幹的設備改良工事の上段は工事費、下段は工事監理費で工事費の0.5%。

注3) 基幹的設備改良工事の交付対象はプラントメーカー資料より事業費の68.77%とした。

注4) 起債は一般廃棄物処理事業債で、交付対象分は交付金を除く額の90%、交付対象外分は75%。

注5) 整備基本計画は計画支援事業として全額を交付対象、令和11年度のみ26,000千円のうち5,000千円を長寿命化計画策定費として交付対象外とした。

第5章 一般廃棄物処理基本計画

5.1 計画の基本的事項

一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立った一般廃棄物の計画的な処理を推進するために策定する。

一廃計画は法令等に基づき、以下に示す国、県、組合市の関連計画と整合を図って策定する。計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とする。

（1）ごみの処理に係る国、県及び組合市の動向

① 国

過去10年の間に制定された法律に「食品ロスの削減の推進に関する法律」と「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」がある。いずれも、法が対象とするものの削減が進むと、クリーンセンターに搬入されるごみの性状が変わる可能性がある。

名 称	食品ロスの削減の推進に関する法律
公布年月等	令和元年5月（法第19号）、令和元年10月施行
背 景	世界で栄養不足の人がいる中、大量の食料を輸入する一方で、大量の食品ロスが発生している。
目 的	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。
主な取組	都道府県や市町村は「食品ロス削減推進計画」を策定するように努め、地域の特性に応じた取組を推進する。
本組合に係る事項	食品ロスの削減が進めば、可燃ごみ中の2割程を占める厨芥類が減少し、水分が減って発熱量が増加する可能性がある。
目 標	食品ロスを令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減させる。

名 称	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
公布年月等	令和3年6月（法第60号）、令和4年6月施行
背 景	海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応が必要となっている。
目 的	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進する。
主な取組	市区町村はプラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を定め、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を再商品化する。
本組合に係る事項	組合市においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び資源化が進めば、可燃ごみ中の2割程を占めるプラスチックが減少する一方で、発熱量が減少する可能性がある。

また、国は「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に係る最上位の計画として、3Rにおける取組の優先順位（リデュース>リユース>リサイクル>熱回収>適正処分）を示すとともに、施策の方向性について示している。

「廃棄物処理施設整備計画」は廃棄物処理法に基づき策定するもので、施設整備に止まらず、効果的かつ効率的な施設運営のあり方を示している。

名 称	第五次循環型社会形成推進基本計画
策定年月等	令和6年8月策定（目標年：令和12年）
目 的	循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針と、国が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める。
主な取組	○循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり ○資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ○多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 ○資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
本組合に係る事項	愛知県や組合市は、この計画における重点分野としての施策の方向性や、その達成状況を示す指標を踏まえて施策等を実施している。
令和12年の目標	○入口側の循環利用率*1：19%（令和2年から3%増） ○出口側の循環利用率*2：44%（令和2年から2%増） ○最終処分量：1,100万t（令和2年から200万t減）

*1：循環利用量/（天然資源等投入量+循環利用量）

*2：循環利用量/廃棄物等発生量

名 称	廃棄物処理施設整備計画
策定年月等	令和 5 年 6 月閣議決定（計画期間：令和 5 年度～ 9 年度）
目 的	廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図る。
主な取組	○市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R の推進と資源循環の強化 → 排出抑制及び再使用に関する情報提供及び環境教育・環境学習等 → 食品ロス削減、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再生利用 → 一般廃棄物処理の有料化の更なる推進 ○持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 → 長寿命化・延命化等によるトータルコストの縮減 ○廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 → プラスチック使用製品廃棄物等の焼却に伴う CO_2 の排出削減 → 更なるエネルギー回収効率の向上 ○地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 ○災害対策の強化 → 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための廃棄物処理の広域的な連携体制の構築 → 廃棄物処理システムとしての強靱性の確保 ○地域住民等の理解と協力・参画の確保
本組合に係る事項	循環型社会の形成に向け、廃棄物処理施設の整備及び運営に求めることを示しており、本計画の基本理念に通じるものとなっている。

② 愛知県

「愛知県廃棄物処理計画」は廃棄物処理法に基づき策定するもので、「愛知県食品ロス削減推進計画」を含む。組合市の一般廃棄物処理基本計画の上位計画となっている。

「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」は、廃棄物処理法に基づいて、市町村等に対する技術的支援として策定されたものである。本組合に係る事項として、将来においても現状と同様にクリーンセンターで処理を行うものとされている。

名 称	愛知県廃棄物処理計画
策定年月等	令和4年3月策定（計画期間：令和4年度～8年度）
主な取組	○3Rの促進 ○適正処理と監視指導の徹底 ○廃棄物処理施設の整備の促進 ○非常災害時等における処理体制の構築 ○循環ビジネスの振興 ○プラスチックごみ削減の推進 ○食品ロス削減の推進
本組合に係る事項	組合市は、この計画に示される施策や目標値を踏まえて計画づくりを行っている。
令和8年度の目標	○排出量^{*1}：23.9万t（令和元年度比約6%減） ○出口側循環利用率^{*2}：約23%（令和元年度比約2%増） ○最終処分量：18.6万t（令和元年度比約0.8万t減） ○1人1日あたり家庭排出ごみ量^{*3}：480g/人・日（令和元年度比約8%減） ○食品ロス発生量：43.3万t（令和元年度比約10%減）

*1：排出量＝収集量＋直接搬入量＋集団回収量

*2：総資源化量/（収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

*3：（総排出量－事業系ごみ量－集団回収量－家庭系資源物量）/総人口×年間日数で、集団回収は、町会や自治会、PTAなどの地域団体が、資源物を回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動を指す。

名 称	愛知県ごみ処理広域化・集約化計画
策定年月等	令和3年11月策定（計画期間：令和3年度～12年度）
目 的	安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、ごみ処理施設の広域化・集約化に関する基本的な考え方を示す。
主な取組	県内を13のブロックに分け、概ね300t/日以上のごみ焼却施設の設置を目指す。
本組合に係る事項	組合市は、安城市、碧南市、高浜市とともに衣浦東部ブロックにあり、将来においても現状と同様に本組合のクリーンセンターで処理を行うものとされている。

③ 組合市

廃棄物処理法に基づき、刈谷市では「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」を、知立市では「第3次知立市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

組合市では、これらの計画に基づいて、ごみの収集や運搬のほか、ごみの減量化やリサイクルの推進も多くを組合市が担っており、これらの計画に基づいて実施する形となっている。

本組合に係る事項として、再使用（リユース）の促進や資源物の有効活用の推進、またプラスチックごみの資源循環の推進などがあり、組合市との協力・連携を図る必要がある。

組合市において、家庭系収集ごみの有料化では、刈谷市は有料化の検討を示しており、知立市は既に取り組んでいる。また、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と資源化では、刈谷市は今後実施することとしており、知立市は令和7年度より、「プラスチック資源」と「プラスチック複合製品」の分別及び、資源化に取り組んでいる。

名 称	刈谷市一般廃棄物処理基本計画
策定年月等	令和6年3月策定（計画期間：令和6年度～17年度）
主な取組	○普及啓発、環境教育の推進 ○ごみの発生抑制（リデュース）の推進 ○再使用（リユース）の促進 → リサイクルプラザの活用 ○市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり ○事業系ごみの適正排出の推進 ○行政による3Rの推進 ○食品ロス削減の推進 → 食品ロス削減推進計画 ○家庭ごみの適正排出の推進 → 家庭ごみ有料化の検討 ○資源物の有効活用の推進 → 有機性廃棄物の資源化の推進 ○プラスチックごみの資源循環の推進 → プラスチックごみの資源循環利用 ○安全で効率的な収集・運搬の推進 ○安定的な処理・処分の推進 → 適正なごみ処理方法の継続 ○その他適正処理に関する施策
本組合に係る事項	上記の→以降の部分が本組合と関連が深い部分であるが、組合市が講じる各種の施策について、組合市との協力・連携を図る必要がある。
令和17年度の目標	※「第2章 刈谷知立環境組合の概要、2.2 ごみの受入、(3) ごみ搬入量」に示したとおり。

名 称	第3次知立市一般廃棄物処理基本計画
策定年月等	令和5年3月改定（計画期間：平成29年度～令和8年度）
主な取組	○ごみにしない生活スタイルの実現 ○生ごみの削減 ○事業者のリデュース（発生抑制）行動の推進 ○リユース（再使用）の促進 ○環境教育、意識啓発の充実 ○分別徹底の推進 ○リサイクル（再生利用）情報提供 ○効率的な収集運搬体制の確立 ○中間処理体制の確保と整備 ○最終処分場の適正な維持管理 ○不法投棄などの防止対策の推進
本組合に係る事項	組合市が講じる各種の施策について、組合市との協力・連携を図る必要がある。
令和8年度の目標	※「第2章 刈谷知立環境組合の概要、2.2 ごみの受入、（3）ごみ搬入量」に示したとおり。

5.2 地域の概況

(1) 組合市の概要

組合市は中部圏の中核都市である名古屋市の25km圏内にあり、地形は平坦である。

① 人口及び世帯数

組合市の人口及び世帯数の推移は、表5.1に示すとおりである。1世帯あたりの人数は概ね横ばいである。

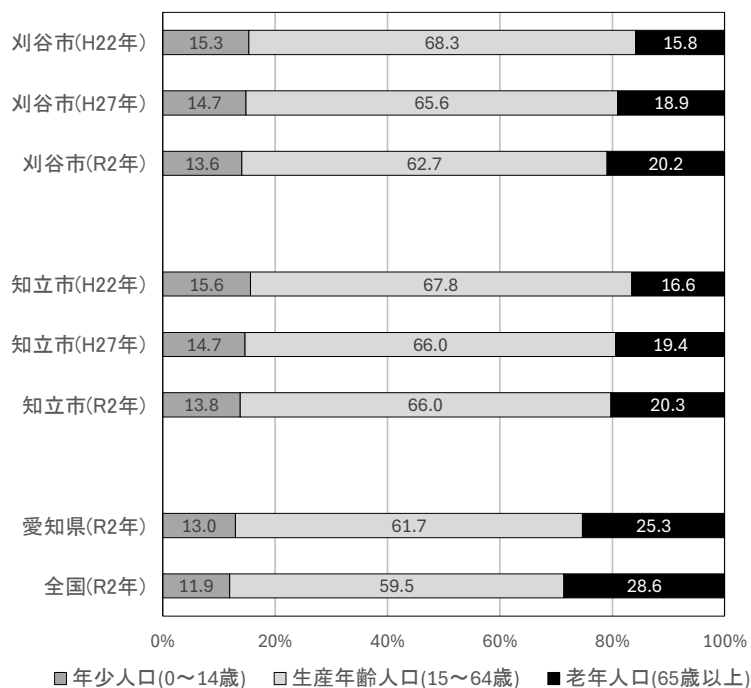
表5.1 人口及び世帯数の推移

項 目	単位	平成年度				令和年度					
		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
人口	人	220,176	221,319	222,497	223,991	225,061	225,302	224,790	224,811	225,014	225,817
刈谷市	人	149,179	150,061	150,843	151,622	152,576	153,021	152,616	152,634	152,786	153,254
知立市	人	70,997	71,258	71,654	72,369	72,485	72,281	72,174	72,177	72,228	72,563
世帯数	世帯	93,708	95,018	96,467	97,955	99,327	100,117	100,412	101,279	102,259	104,019
刈谷市	世帯	62,999	63,930	64,809	65,658	66,751	67,503	67,682	68,228	68,934	70,025
知立市	世帯	30,709	31,088	31,658	32,297	32,576	32,614	32,730	33,051	33,325	33,994
1世帯あたり	人/世帯	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
刈谷市	人/世帯	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
知立市	人/世帯	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1

注) 人口及び世帯数は各年度とも住民基本台帳による10月1日時点のもので、外国人を含む。

② 人口動態

年齢区分別の人口割合は図5.1に示すとおりであり、刈谷市、知立市とも、65歳以上の老年人口の割合が高くなってきているが、全国及び愛知県と比較すると低い。



※国勢調査によるもので、県と国のR2年は年齢不詳の補完を行ったもの。

図5.1 年齢区分別人口

③ 産業構造

組合市の産業別事業数及び従業者数は表 5.2 に示すとおりである。事業所は卸売業、小売業などの第 3 次産業が全体の 8 割を占めており、最も多い。従業者数も第 3 次産業が最も多く、刈谷市では自動車産業の集積により、第 2 次産業の製造業が全体の 40.0%を占めている。

表 5.2 産業別事業所数及び従業者数

産 業 分 類	刈谷市				知立市			
	事業所数(事業所)		従業者数(人)		事業所数(事業所)		従業者数(人)	
	H28年	R3年	H28年	R3年	H28年	R3年	H28年	R3年
第 1 次産業	6	10	81	119	4	4	48	29
農業、林業、漁業	6	10	81	119	4	4	48	29
第 2 次産業	1,069	997	50,950	50,611	384	338	7,150	6,278
建設業	398	399	3,895	3,724	167	141	1,009	1,089
製造業	671	598	47,055	46,887	217	197	6,141	5,189
第 3 次産業	4,250	4,162	63,803	66,584	1,678	1,514	16,278	18,406
電気・ガス・熱供給・水道業	7	8	445	405	1	2	3	5
情報通信業	63	60	4,386	3,050	13	15	54	83
運輸業、郵便業	82	92	2,993	3,264	41	37	1,227	1,118
卸売業、小売業	1,267	1,172	18,879	20,043	560	499	4,756	5,562
金融業、保険業	86	90	1,561	1,535	29	30	367	355
不動産業、物品賃貸業	357	350	1,538	1,657	147	116	517	404
学術研究、専門・技術サービス業	205	232	2,246	5,092	77	80	818	877
宿泊業、飲食サービス業	777	722	7,643	6,989	249	201	2,461	2,304
生活関連サービス業、娯楽業	468	426	2,526	2,229	186	169	858	945
教育、学習支援業	215	188	1,965	2,083	96	73	791	699
医療、福祉	364	410	7,021	7,941	144	148	2,355	2,403
複合サービス事業	18	18	181	169	7	7	190	173
サービス業（他に分類されないもの）	341	394	12,419	12,127	128	137	1,881	3,478
合計	5,325	5,169	114,834	117,314	2,066	1,856	23,476	24,713

※各年とも経済センサス-活動調査によるもので、民営事業所のみ。

④ 土地利用状況

組合市の地目別土地利用面積は表 5.3 に示すとおりである。刈谷市、知立市とも宅地が全体の約 4 割を占めており、次いで田（その他を除く）が約 2 割を占めている。

表 5.3 地目別土地利用面積

単位：km²

市名	総面積	宅地	田	畑	池沼	山林	原野	雑種地	その他
刈谷市	46.70	17.97	9.66	2.79	0.76	0.01	0.00	4.70	10.81
知立市	16.31	6.68	3.19	0.61	0.00	0.01	0.01	1.22	4.59

※両市の税務課による令和 5 年 1 月 1 日現在のもの。

5.3 ごみ処理の現況

(1) ごみ処理体制

クリーンセンターにおけるごみの受付方法は表 5.4 に示すとおりである。

表 5.4 クリーンセンターの受付方法

受付曜日	平日、土曜日(祝日を含む)	
受付時間	8時30分～12時、13時～16時	
ごみ処理 手数料	家庭系	無料(家電リサイクル法で義務付けられたものは有料)
	事業系	10kgごとに100円

近隣自治体におけるごみ処理手数料は表 5.5 に示すとおりである。

表 5.5 近隣自治体におけるごみ処理手数料の状況(再掲)

地方公共団体名	組合市町名	ごみ処理手数料	
		家庭系	事業系
豊田市	—	200円	200円
安城市	—	100円 (30kg超)	200円
東部知多衛生組合	大府市、豊明市、東浦町、阿久比町	200円	200円
衣浦衛生組合	碧南市、高浜市	50円 (100kg超)	200円
尾三衛生組合	日進市、みよし市、東郷町	200円 (20kgまで400円)	200円 (20kgまで400円)
刈谷知立環境組合	刈谷市、知立市	無料	100円

注1) ごみ処理手数料は10kgあたりの価格。

注2) 安城市の家庭系及び事業系は令和8年4月の改定後の価格。

注3) 衣浦衛生組合の事業系は令和7年10月1日の改定後の価格。

クリーンセンターで搬入適合物として受入を行っているものは表 5.6 に示すとおりである。産業廃棄物と、爆発性のおそれのある物、危険物及びこれに類する不燃物、作業が著しく困難で施設を破損するおそれのある物、燃焼または破砕時に有毒ガスが発生する物などは受入を行っていない。

表 5.6 クリーンセンターの搬入適合物

一般家庭系のごみ

ア. 可燃性のごみ

台所のごみ類	料理くず、残飯、茶がら、野菜くず、天ぷら油（ただし、紙、布等に吸収または固形化したもの）等
家具類	机、椅子、戸棚、建具、ついたて、タンス、サイドボード（木製）、鏡台、テーブル、ベッド等
敷物類	畳、布団、毛布、マットレス、むしろ、ござ、カーペット、じゅうたん等
長尺物及び剪定枝等	木柱（長さ 2.0m以内×直径 15 c m以内）、植木（剪定、除草後の草木を含む）、竹、木柵、ベニヤ板（長さ 1 m以内×厚さ 2 c m以内）、戸板（長さ 1 m以内×厚さ 8 c m以内）等
その他	紙類、衣料品、履物、室内装飾品、玩具、楽器（ピアノは除く）、ビニールシート等

イ. 不燃性のごみ

台所のごみ類	鍋、釜、やかん、食器（陶器類・ガラス部分は除く）、包丁、ガステーブル、コンロ等
家具類	机、椅子、戸棚、建具、ついたて、ロッカー、テーブル（金属製）、ベッド、流し台等
電気器具類等	リサイクル券が添付された家電リサイクル4品目（テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥器、エアコン）カーナビ、携帯用ラジオ、携帯用テレビ、その他の電化製品、石油ストーブ（ただし、燃料は抜いておくこと）、ガスストーブ、小型草刈機・小型芝刈り機・チェンソー等
建築材料（業によらないものに限る）	トタン（1.8m未満に切断または折り曲げ）、アルミサッシ、アコーディオン式カーテン、ブラインド等（瓦、レンガ、コンクリート類は除く）
日用品類	鋸、金槌、釘抜き、鋏、傘、草取り鎌、脚立、サマーベッド、ハンガー、スコップ、針金、その他工具類等
諸車類	子供用三輪車、自転車（電動自転車含む）、一輪車、ベビーカー、乳母車、車椅子、リヤカー、シルバーカー等
その他	鉄製の丸棒及びパイプ、ドラム缶、一斗缶、プラスチック製品、各種スプレー缶（ただし、穴をあけずに中身を出し切る）、楽器等

※バッテリー類を除く。

事業系のごみ

ア. 可燃性のごみ

- ・一般家庭系のごみの例による。（一般廃棄物に限る。）

（２）ごみ搬入量

① ごみ搬入量

可燃ごみ及び粗大ごみ搬入量の推移は表 5.7 に示すとおりである。また、可燃ごみ及び粗大ごみ搬入量の推移で見て取れる傾向は表 5.8 に示すとおりである。

表 5.7 搬入量等の推移

項 目	単位	平成年度				令和年度					
		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
搬入量	t/年	67,063	66,258	66,117	67,098	67,584	66,036	65,382	64,570	61,395	60,741
可燃ごみ	t/年	63,843	63,254	63,024	63,354	63,659	61,691	61,127	60,910	58,316	57,821
刈谷市	t/年	44,276	44,215	44,268	44,835	44,854	43,045	42,859	42,643	41,112	40,858
家庭系	t/年	28,471	28,116	27,959	27,990	28,116	28,241	27,775	27,253	25,543	25,039
事業系	t/年	15,805	16,099	16,309	16,845	16,738	14,804	15,085	15,391	15,570	15,819
知立市	t/年	19,567	19,039	18,757	18,519	18,805	18,646	18,268	18,266	17,204	16,963
家庭系	t/年	12,965	12,815	12,672	12,676	12,762	12,941	12,666	12,520	11,539	11,265
事業系	t/年	6,602	6,224	6,084	5,843	6,043	5,705	5,602	5,746	5,665	5,698
粗大ごみ	t/年	3,220	3,004	3,093	3,744	3,925	4,345	4,255	3,660	3,079	2,920
刈谷市	t/年	2,065	1,956	2,104	2,570	2,770	3,000	2,990	2,560	2,095	1,982
家庭系	t/年	1,913	1,850	2,031	2,443	2,420	2,825	2,770	2,407	2,007	1,890
事業系	t/年	152	106	73	127	350	176	219	153	88	92
知立市	t/年	1,156	1,049	989	1,174	1,155	1,345	1,265	1,100	984	938
家庭系	t/年	1,120	1,034	976	1,156	1,142	1,329	1,250	1,085	972	931
事業系	t/年	36	14	13	18	13	17	15	15	12	7
家庭系搬入量 (1人1日あたり)	g/人・日	553.3	540.9	537.3	541.4	541.0	549.8	541.9	527.3	487.8	473.4
可燃ごみ	g/人・日	515.6	505.3	500.3	497.4	497.6	499.4	492.9	484.7	451.5	439.3
刈谷市	g/人・日	522.9	511.9	507.8	505.8	504.9	504.3	498.6	489.2	458.0	446.4
知立市	g/人・日	500.3	491.4	484.5	479.9	482.4	489.2	480.8	475.2	437.7	424.2
粗大ごみ	g/人・日	37.7	35.6	37.0	44.0	43.4	50.4	49.0	42.6	36.3	34.1
刈谷市	g/人・日	35.1	33.7	36.9	44.1	43.5	50.4	49.7	43.2	36.0	33.7
知立市	g/人・日	43.2	39.6	37.3	43.8	43.2	50.2	47.5	41.2	36.9	35.1

注1) 搬入量はkg単位のデータを四捨五入したため、小計及び合計欄の数値が項目の合計と一致しないものがある。

注2) 令和2年度と3年度の粗大ごみの搬入量の増加は、新型コロナウイルスの蔓延によって市民の在宅率が上がったことで、断捨離により搬入量が大きくなったことと、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における国民への給付金により家具類の買い替えが促進されたため。

表 5.8 搬入量等の推移

項目	増減等に係る傾向	区分	増減率(%)	
			R6/H27	R6/R2
人 口	刈谷市、知立市とも増加傾向にあったが、ここ数年は横ばい。	刈谷市	2.7	0.2
		知立市	2.2	0.4
可燃ごみ	家庭系ごみは事業系ごみの約2倍の量(R6で刈谷市は1.58倍、知立市は1.98倍)がある。	—	—	—
		—	—	—
	刈谷市、知立市ともに減少傾向にある。家庭系、事業系の別では家庭系は減少傾向にあるものの、事業系はここ数年増加傾向にある。	刈谷市	-7.7	-5.1
		知立市	-13.3	-9.0
		家庭系	-12.4	-11.8
	1人1日あたりの搬入量は刈谷市、知立市とも減少傾向にある。	事業系	-4.9	4.9
		刈谷市	-14.6	-11.5
粗大ごみ	家庭系ごみが全体の96.6%を占めている(R6)。	知立市	-15.2	-13.3
		—	—	—
	刈谷市、知立市ともにコロナ禍の後は大きく減少している。	刈谷市	-4.0	-33.9
		知立市	-18.9	-30.3
	1人1日あたりの搬入量は、刈谷市、知立市ともにコロナ禍の後は大きく減少している。	刈谷市	-4.0	-33.1
		知立市	-18.8	-30.1

② ごみ質

クリーンセンターに搬入されている可燃ごみの性状は表 5.9 に示すとおりである。湿ベースの種類組成の平均では、紙類が全体の 27.9%を占めて最も多く、次いで木・竹・ワラ類が 26.5%を、厨芥類は 17.8%を、プラスチック類は 18.7%を占めている。

低位発熱量^{*19} (計算値)は 8,540kJ/kg～9,745kJ/kg で、計画ごみ質^{*20}の範囲内(5,030kJ/kg～12,730kJ/kg)である。単位体積重量^{*21}も 170kg/m³～184kg/m³で、計画ごみ質の範囲内(130kg/m³～200kg/m³)である。

表 5.9 ごみ質の推移

測定分析項目		単位	令和年度					平均
			2	3	4	5	6	
三成分組成	水分	%	42.5	44.5	39.0	44.4	44.3	42.9
	灰分	%	4.6	4.3	5.0	4.3	4.7	4.6
	可燃分	%	52.9	51.2	56.0	51.3	51.0	52.5
種類組成 (湿ベース)	紙類	%	31.2	27.6	26.2	27.8	26.7	27.9
	布類	%	8.5	9.5	10.0	8.0	6.4	8.5
	厨芥類	%	18.3	18.8	11.4	18.6	22.0	17.8
	木・竹・ワラ類	%	20.8	25.5	34.3	27.4	24.6	26.5
	プラスチック類	%	20.2	18.6	17.6	17.5	19.4	18.7
	ゴム・皮革類	%	0.3	0.0	0.4	0.6	1.0	0.5
	雑物類	%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	金属類	%	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
	ガラス類	%	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	陶器・石類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
種類組成 (乾ベース)	紙類	%	32.1	32.5	27.7	31.6	30.7	30.9
	布類	%	11.0	12.2	12.8	11.2	9.4	11.3
	厨芥類	%	10.2	6.9	5.7	7.0	11.0	8.2
	木・竹・ワラ類	%	21.0	25.1	31.9	26.5	23.1	25.5
	プラスチック類	%	24.5	23.3	21.2	22.5	24.1	23.1
	ゴム・皮革類	%	0.4	0.0	0.6	1.0	1.6	0.7
	雑物類	%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	金属類	%	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1
	ガラス類	%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	陶器・石類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
単位体積重量		kg/m ³	181	177	175	170	184	177
低位発熱量 (計算値)		kJ/kg	8,590	8,791	9,745	9,306	8,540	8,994
		kcal/kg	2,052	2,100	2,328	2,223	2,040	2,149

注1) 四捨五入のため、項目の合計が100.0とならないものがある。

注2) 低位発熱量は以下に示す環整第95号による推定値(kcal/kg)。

$$4,500 \times \text{湿ベースの可燃分}(\%) \div 100 - 6 \times \text{水分}(\%) \div 100$$

③ ごみ搬入台数

ごみの搬入のうち、自己搬入となる直接搬入の量及び搬入台数は表 5.10 に示すとおり、増加傾向にある。また、直接搬入のうち家庭系ごみの重量区分別割合は表 5.11 及び表 5.12 に示すとおりである。

表 5.10 搬入車両台数の推移

年度	可燃ごみ搬入車両台数(台)				粗大ごみ搬入車両台数(台)				総合計 (台)	1日あたり台数(台/日)		
	路線収集	業者直搬	家庭直搬	合計	路線収集	業者直搬	家庭直搬	合計		総合計	うち可燃 ごみ直搬	うち粗大 ごみ直搬
H21	15,164	25,832	47,161	88,157	629	717	54,249	55,595	143,752	468	154	177
H22	14,731	25,648	51,716	92,095	630	862	56,403	57,895	149,990	489	168	184
H23	15,413	27,130	57,908	100,451	593	948	57,556	59,097	159,548	520	189	187
H24	15,193	28,003	57,982	101,178	593	925	56,146	57,664	158,842	517	189	183
H25	14,891	27,956	59,512	102,359	563	815	61,081	62,459	164,818	537	194	199
H26	14,670	28,795	56,493	99,958	560	742	64,287	65,589	165,547	539	184	209
H27	14,754	30,291	58,991	104,036	621	899	67,434	68,954	172,990	563	192	220
H28	15,006	31,189	62,234	108,429	594	621	65,790	67,005	175,434	571	203	214
H29	14,885	31,818	63,877	110,580	505	483	71,065	72,053	182,633	595	208	231
H30	14,872	32,070	63,524	110,466	591	591	81,396	82,578	193,044	629	207	265
R1	15,467	32,948	67,114	115,529	658	1,126	85,508	87,292	202,821	661	219	279
R2	15,933	32,195	71,674	119,802	675	806	91,989	93,470	213,272	695	233	300
R3	15,884	31,847	68,445	116,176	661	1,143	88,678	90,482	206,658	673	223	289
R4	16,277	32,781	69,451	118,509	650	758	84,062	85,470	203,979	664	226	274
R5	17,358	33,067	66,455	116,880	629	459	81,735	82,823	199,703	650	216	266
R6	18,621	33,764	70,399	122,784	594	487	81,051	82,132	204,916	667	229	264

注1)1日あたりの台数は年間の休業日を58日、営業日を307日として算定した。

注2)家庭系ごみは路線収集と家庭直搬、事業系ごみは業者直搬である。

表 5.11 家庭系ごみ直接搬入の重量区分別台数

重量区分	可燃ごみ		粗大ごみ	
	搬入台数 (台)	合計の構 成比(%)	搬入台数 (台)	合計の構 成比(%)
～45kg未満	19,593	59.9	31,874	77.7
45kg以上～95kg未満	10,111	30.9	6,094	14.9
95kg以上～195kg未満	2,547	7.8	1,873	4.6
195kg以上～495kg未満	359	1.1	1,135	2.8
495kg以上～	74	0.2	32	0.1
合計	32,684	99.9	41,008	100.1

注1)令和4年10月から令和5年3月までの計量データによる。

注2)四捨五入のため、構成比の合計は100.0%とにならない。

表 5.12 家庭系ごみ直接搬入の重量区分別台数

重量区分	可燃ごみ		粗大ごみ	
	搬入台数 (台)	合計の構 成比(%)	搬入台数 (台)	合計の構 成比(%)
5kg未満	2,021	10.3	3,408	10.7
5kg以上～15kg未満	5,626	28.7	9,076	28.5
15kg以上～25kg未満	5,218	26.6	7,273	22.8
25kg以上～35kg未満	4,163	21.2	4,746	14.9
35kg以上～45kg未満	2,565	13.1	7,371	23.1
合計	19,593	99.9	31,874	100.0

注1)令和4年10月から令和5年3月までの計量データによる。

注2)四捨五入のため、構成比の合計は100.0%とにならない。

⑤ 資源物受入量

クリーンセンターで受け入れる資源物量の推移は表 5.13 に示すとおりである。

表 5.13 資源物受入量の推移

品 目	単 位	平 成 年 度				令 和 年 度					
		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
ダンボール	t/年	159.7	140.3	134.2	134.5	142.7	144.2	139.0	130.7	124.0	111.1
新聞・雑誌	t/年	220.6	191.3	178.7	178.4	194.6	186.0	156.3	139.8	133.4	122.5
その他家電	t/年	—	—	—	—	—	—	194.3	218.8	226.1	240.5
衣装ケース	t/年	—	—	—	—	—	—	—	8.6	11.5	12.7
羽毛布団	枚/年	—	—	—	—	—	—	—	—	45	76
鉄	t/年	607.9	584.0	561.1	609.2	665.0	722.3	640.6	577.7	514.0	481.3
アルミニウム	t/年	36.2	34.4	33.2	32.5	33.7	41.1	39.5	37.3	38.3	35.2
銅	t/年	14.9	10.4	10.6	11.6	14.3	15.2	11.9	11.2	9.9	11.0

注1) 中間処理で得られるものを含む。

注2) 衣装ケースは令和4年度より、羽毛布団は令和5年度より受入を行っている。

(3) 施設の概要

本組合が保有する施設の概要は表 5.14～表 5.15 に、施設の配置は図 5.2 に示すとおりである。

表 5.14 クリーンセンターの概要

[焼却施設]

項 目		概 要
施設名称		刈谷知立環境組合クリーンセンター
施設所管		刈谷知立環境組合（刈谷市・知立市）
所在地		愛知県刈谷市半城土町東田46番地
受入・供給設備	方式	ピット・アンド・クレーン方式
燃焼設備	形式	全連続燃焼ストーカ式
	処理量	291t/日（97t/日×3基）
ガス冷却設備	方式	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	方式	ろ過式集じん方式、乾式有害ガス除去方式、触媒脱硝方式
余熱供給設備	形式	抽気復水タービン
	発電機定格	6,400kW
余熱利用	供給先	ウォーターパレスKCへ蒸気供給
		場内施設へ温水供給
通風設備	方式	平衡通風方式（煙突高さ59m）
飛灰処理設備	方式	キレート処理方式
貯留・搬出設備	方式	ピット・アンド・クレーン方式
排水処理設備	プラント排水	凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着後場内再利用
	洗車排水	油水分離後下水道放流
	生活排水	下水道放流
	ごみピット排水	ろ過後高温酸化処理
建築物	構造	地上8階
		プラットホーム2階（ランプウェイ方式）
		S造、RC造、SRC造
	延床面積	15,193.71㎡（工場棟）
竣工	－	平成21年3月
メーカー	－	㈱荏原製作所
施設建設費	－	約125億円

[破碎施設]

項 目		概 要
施設名称		刈谷知立環境組合クリーンセンター
施設所管		刈谷知立環境組合（刈谷市・知立市）
所在地		愛知県刈谷市半城土町東田46番地
受入・供給設備	方式	ピット・アンド・クレーン方式
破碎設備 （破碎機）	構造	回転式横型構造
	破碎能力	6 t/h（30t/日）
選別設備	設備内容	磁選機、振動スクリーン
搬送設備	方式	コンベヤ搬送方式
貯留・搬出設備	設備内容	貯留ホッパ
集じん設備	設備内容	集じん用サイクロン、バグフィルタ
建築物	構造	地上2階
		S造、SRC造
	延床面積	1,088.52㎡
竣工	—	昭和61年3月
メーカー	—	三菱重工業(株)
施設建設費	—	約6.7億円

表 5.15 その他施設の概要

[ウォーターパレスKC]

項 目		概 要
施設名称		刈谷知立環境組合余熱ホール
施設所管		刈谷知立環境組合（刈谷市・知立市）
所在地		愛知県刈谷市半城土北町1丁目402番地
プール	施設内容	競泳プール（25m×6コース）、流水プール（1周120m）
		スライダープール、チビッコプール、クアコーナー他
その他	施設内容	トレーニングジム、フィットネススタジオ他
建築物	構造	地上2階一部平屋
		RC造、S造
	延床面積	4,571.84㎡
竣工	—	昭和62年5月
施設建設費	—	約15.8億円

[リサイクルプラザKC]

項 目		概 要
施設名称		刈谷知立環境組合管理棟・リサイクルプラザKC
施設所管		刈谷知立環境組合（刈谷市・知立市）
所在地		愛知県刈谷市半城土町東田46番地
施設内容		リサイクルショップ、再生家具等展示スペースは平成21年度開設
建築物	構造	地上2階（管理棟）
		S造
竣工	—	管理棟は昭和61年3月（平成21年3月移設）

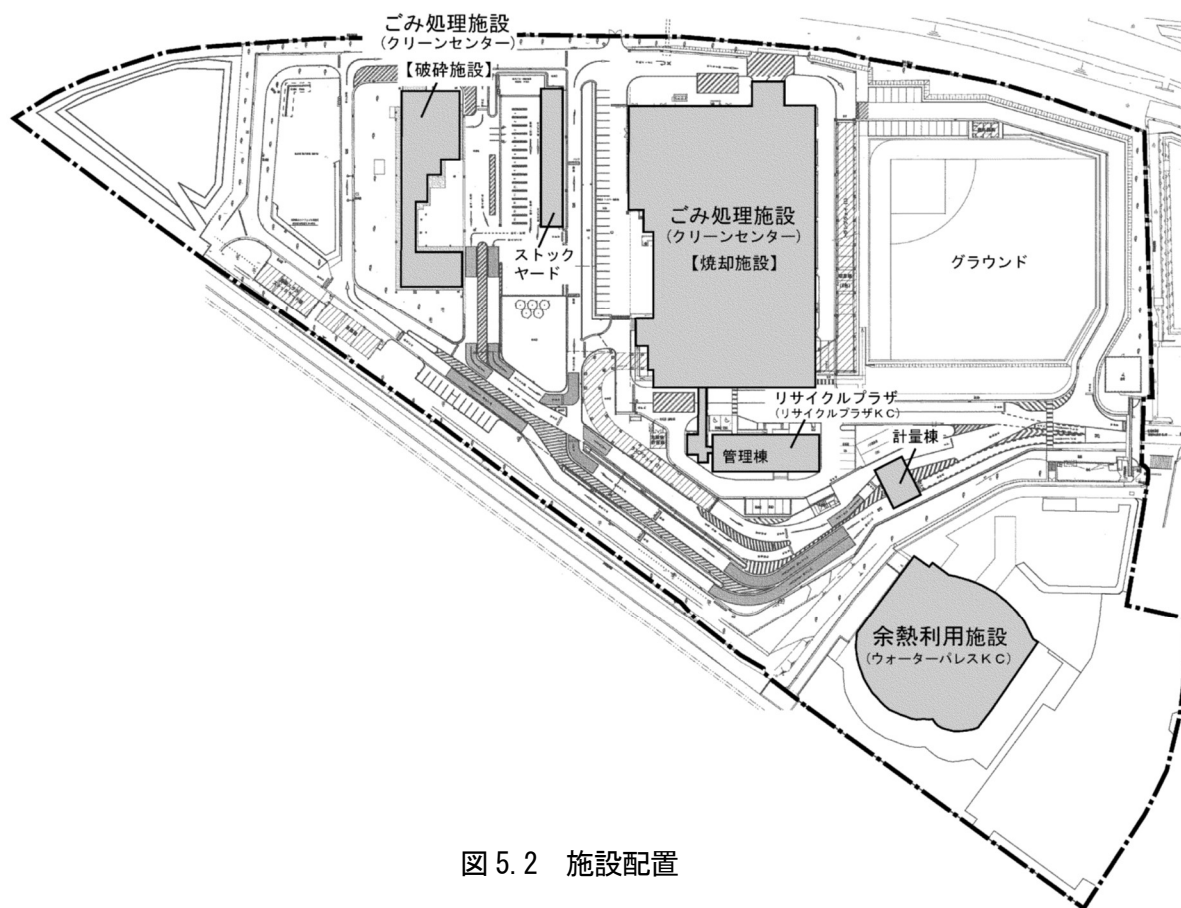


図 5.2 施設配置

(4) ごみ処理量

クリーンセンターの焼却施設における処理量は表 5.16 に示すとおりである。破碎施設で発生する破碎可燃物を処理するなどのため、可燃ごみの処理量は搬入量より多くなる場合がある。破碎施設における処理量は表 5.17 に示すとおりである。

表 5.16 焼却施設における処理量の推移

炉系統	項 目	単位	平成年度				令和年度					
			27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
1号系	年間焼却量	t/年	20,762.7	21,168.0	21,076.7	21,764.8	22,226.0	21,342.0	20,467.5	20,419.9	19,978.5	19,978.5
	年間稼働時間	h/年	5,685	5,909	5,783	6,000	6,022	5,870	5,776	5,867	5,641	5,918
	時間平均焼却量	kg/h	3,652.2	3,582.3	3,644.6	3,627.5	3,690.8	3,635.8	3,543.5	3,480.5	3,541.7	3,375.9
2号系	年間焼却量	t/年	21,280.1	21,128.2	21,108.2	20,723.4	21,075.6	20,858.1	20,132.1	20,217.2	19,350.2	19,568.3
	年間稼働時間	h/年	5,771	5,794	5,798	5,776	5,896	5,843	5,780	5,823	5,758	5,871
	時間平均焼却量	kg/h	3,687.4	3,646.6	3,640.6	3,587.8	3,574.6	3,569.8	3,483.1	3,472.0	3,360.6	3,333.0
3号系	年間焼却量	t/年	20,908.8	20,881.8	21,655.0	21,075.7	21,808.9	21,108.2	21,495.5	20,364.0	20,213.7	19,146.5
	年間稼働時間	h/年	5,788	5,820	6,064	5,909	5,997	5,920	5,996	5,618	5,651	5,742
	時間平均焼却量	kg/h	3,612.4	3,587.9	3,571.1	3,566.7	3,636.6	3,565.6	3,585.0	3,624.8	3,577.0	3,334.5
年間焼却量計			62,951.6	63,178.0	63,839.9	63,563.9	65,110.5	63,308.3	62,095.1	61,001.1	59,542.4	58,693.3

表 5.17 破砕施設における処理量の推移

項 目	単 位	平 成 年 度				令 和 年 度					
		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
年間処理量	t/年	786.8	718.6	621.6	706.3	851.9	853.0	749.6	694.7	639.5	614.8
年間稼働日数	日/年	46	47	45	39	46	49	48	50	49	49
年間稼働時間	h/年	226	218	198	180	212	221	215	218	195	193
時間平均処理量	kg/h	3,481	3,296	3,139	3,924	4,018	3,860	3,487	3,187	3,279	3,185

(5) 焼却残さ処分量

焼却灰等の焼却残さの埋立処分量及び再資源化量の推移は表 5.18 に示すとおりである。

表 5.18 焼却残さ再資源化量等の推移

項 目	年度	平成	令和					
		30	1	2	3	4	5	6
総排出量(t/年)		7,220	7,840	7,731	8,126	7,782	7,311	7,394
埋立処分量(t/年)		5,139	5,117	5,905	7,769	7,439	6,315	5,858
再資源化量(t/年)		2,081	2,723	1,826	357	343	996	1,536
溶融スラグ(売却)		452	486	462	148	0	0	0
溶融スラグ(処分場覆土)		1,510	2,155	1,251	0	0	0	0
溶融メタル		119	82	113	0	0	0	0
資源化委託		0	0	0	209	343	996	1,536
資源化率(%)		28.8	34.7	23.6	4.4	4.4	13.6	20.8

注) 令和2年度まではクリーンセンターの溶融炉でスラグ化することで一部を再資源化していたが、令和3年1月の溶融炉停止以降は、民間施設で再資源化と埋立処分をしている。

令和5年度における本組合の焼却残さの再資源化率は13.6%で、表5.19に示すとおり、国、県での値を大きく下回っている。

表 5.19 焼却残さの再資源化率の比較

項目	国	愛知県	本組合
総排出量(t/年)	3,781,372	227,515	7,311
埋立処分量(t/年)	2,493,497	122,064	6,315
再資源化量(t/年)	1,287,875	105,451	996
溶融スラグ	493,234	65,026	0
セメント原料化	461,252	14,404	702
金属類	63,612	9,869	0
飛灰の山元還元	40,328	5,307	0
その他	229,449	10,845	294
再資源化率(%)	34.1	46.3	13.6

注) 一般廃棄物処理事業実態調査による令和5年度のデータ。

(6) 施設の運営管理

クリーンセンターについては、平成 29 年度から包括的運営管理業務委託（以下「包括委託」という。）を実施している。第 1 期の委託期間は平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で、現行の第 2 期が令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間である。

包括委託における主な業務の範囲は表 5.20 に示すとおりである。

表 5.20 包括委託における業務の範囲

業務内容		組合	受託者	備 考
処理対象物の受入	処理対象物の受入		○	—
	搬出入車両の計量		○	—
	処理料金の徴収	△	○	—
	処理料金の収納	○	△	—
	搬出入車両の誘導		○	破砕施設における前選別を含む。
	資源物の回収		○	資源の売却に係る契約は本組合が行う。
	搬入不適物の除去		○	破砕施設における破砕処理困難物の解体を含む。
運転管理	施設の運転		○	—
	発電		○	—
	売電	○	△	—
	熱供給		○	—
	光熱水の調達		○	—
	消耗品の調達		○	—
	残渣等の積込		○	破砕施設からの選別物の場内運搬を含む。
	残渣等の運搬・処分	○		—
	資源化物の売却	○		—
	環境測定		○	作業環境測定、ボイラ水等の分析を含む。
設備点検			○	—
整備工事	施設の修繕・更新		○	—
	資材等の調達		○	—
	特定部品 ^{注2)} の使用	△	○	—
その他	見学対応（小学生）	△	○	日程調整等は組合が行い、現地対応は受託者が行う。
	見学対応（一般等）	○	△	受託者は必要に応じて協力する。
	施設の清掃		○	—
	外構・植栽整備		○	—

注1) ○は当該主体が主として行うもの、△は当該主体が従として行うもの。

注2) 施設の維持管理に必要となる部品のうち、性能保証の面や、代替品がないなど、施工企業(プラントメーカー)からの調達が必須となる部品。

(7) 余熱利用等

焼却施設による発電量の推移は表 5. 21 に示すとおりである。売電電力量は、電気を使用するクリーンセンターの灰溶融炉（三相アーク式）が停止した令和 3 年度以降大きく増加した。

表 5. 21 焼却施設による発電量の推移

単位：MWh/年

項 目	平 成 年 度				令和年度					
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
発電電力量	27,281	27,441	28,695	28,673	29,560	29,279	29,095	27,922	26,893	26,019
場内使用量	19,066	19,038	19,116	19,415	19,163	17,693	12,867	13,043	13,007	12,892
売電電力量	8,557	8,724	9,933	9,637	10,790	12,011	16,621	15,262	14,462	13,611
買電電力量	342	322	355	379	393	425	393	384	577	483

ウォーターパレスKCの利用者数の推移は表 5. 22 に示すとおりであり、令和 6 年度におけるウォーターパレスKCの利用者数は 176,072 人である。（詳細は P. 11 参照）

表 5. 22 ウォーターパレスKC利用者数の推移

単位：人/年

項 目	昭和年度		平 成 年 度							
	62	63	元	2	3	4	5	6		
利用者数	190,247	207,878	232,325	230,034	253,803	265,003	216,891	112,589	※7～26は平成年度	
項 目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
利用者数	214,273	189,271	197,891	174,573	167,760	149,890	131,230	125,084	131,200	128,584
項 目	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
利用者数	127,916	141,951	139,522	129,992	136,759	137,204	134,759	112,342	99,240	149,322
項 目	平 成 年 度				令 和 年 度					
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
利用者数	187,406	211,276	211,546	221,801	218,387	112,986	135,390	150,913	157,341	176,072

リサイクルプラザKCの入場者数等の推移は表 5. 23 に示すとおりであり、令和 6 年度における入場者数は 11,475 人である。（詳細は P. 11～12 参照）

表 5. 23 リサイクルプラザKC入場者数等の推移

項 目	単 位	平 成 年 度				令 和 年 度					
		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
入場者数	人/年	14,043	13,732	13,697	12,921	11,232	8,125	9,362	9,660	9,892	11,475
出品者数	人/年	1,305	1,339	1,337	1,293	1,160	950	1,161	1,232	1,235	1,237
出品点数	点/年	25,704	26,328	26,277	25,524	22,818	18,685	22,818	24,108	24,230	24,173
販売点数	点/年	14,169	14,311	13,976	13,414	11,264	8,432	10,615	12,270	12,155	12,507
販売金額	千円/年	2,533	2,611	2,556	2,450	2,079	1,572	1,933	2,143	2,154	2,237

(8) 温室効果ガス排出量

温室効果ガスの多くを占める二酸化炭素（CO₂）排出量の推移は表 5.24 に示すとおりである。

表 5.24 CO₂排出量の推移

単位：t-CO₂

発生源	令和年度					令和6年度 の構成比(%)
	2	3	4	5	6	
燃料の使用	313	65	134	94	111	0.4
ガソリン、軽油、LPG	7	6	6	6	6	0.0
都市ガス	306	60	129	88	104	0.4
電気の使用(買電のみ)	231	47	149	253	205	0.8
ごみの焼却	31,745	28,481	29,212	27,562	25,372	98.8
廃プラスチック	25,127	22,185	22,513	21,533	23,201	90.3
合成繊維	5,546	5,246	5,667	5,025	1,576	6.1
メタン、一酸化二窒素	1,072	1,050	1,032	1,004	595	2.3
合計	32,289	28,593	29,495	27,909	25,688	100.0

注1) 四捨五入のため、項目の合計が合計欄の数値と一致しない場合がある。

注2) 排出量は各年度の排出係数を用いて算出している。

(9) ごみ処理の課題

① ごみの減量化・資源化

本組合では事前分別の徹底を組合ホームページ等で周知啓発しているが、ごみ分別の徹底を組合市とさらに協力・連携して行っていく必要がある。

ごみ搬入量は僅かに減少しているが、大きな削減に至っていない一方で、搬入車両台数は増えており、繁忙期には搬入車両の渋滞が発生している。また、家庭系ごみの処理は無料、事業系ごみの処理手数料は近隣自治体の施設と比べると安価であることから、ごみの減量化と費用負担の公平性を目指すとともに、搬入車両を減らす必要がある。

クリーンセンターで受け入れる資源物については、品目を追加してきたが、その追加等を検討する。

② ごみの中間処理

クリーンセンターの焼却施設及び破砕施設については、定期的な機能検査や精密検査を実施し、各設備機能等の劣化状況を把握する必要がある。焼却施設については、計画に基づいた基幹的設備改良工事を実施する必要がある。また、工事においてはCO₂削減に資する最新の省エネルギー型機器を導入していく必要がある。

③ ごみの最終処分

焼却灰等の焼却残さについては、最終処分場の延命化、最終処分場の不足を見据え、埋立量を減らし、再資源化量を増やしているが、複数の処分先を確保するとともに、再資源化をさらに推進する必要がある。

5.4 将来のごみ処理

(1) 基本理念及び基本方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念は、

安全・安定・安心の施設運営により循環型社会を支える刈谷知立環境組合

とし、基本理念を実現するための基本方針は、

適切な施設運営による循環型社会の推進 とする。

ごみの減量化・資源化では、ごみの分別搬入の周知徹底を図るとともに、受入しているリサイクル品の品目の見直しを行う。また、費用負担の公平性の確保、他市との均衡性により、直接搬入されるごみの有料化を検討する。

ごみの中間処理では、適切な保全方式による維持管理や基幹的設備改良工事の実施により、施設の延命化を図っていく。また、温室効果ガスの削減とエネルギーの有効活用のために、基幹的設備改良工事等の設備更新時にCO₂削減に資する機器の導入を推進する。

ごみの最終処分では、発生する焼却灰等の焼却残さについて複数の処分先を確保していくほか、再資源化を推進する。

(2) 将来のごみ搬入量

過去10年間（平成27～令和6年度）の実績値を基に、計画の目標年度である令和17年度のごみの搬入量を推計すると、図5.3及び表5.25に示すとおり、可燃ごみは令和6年度より1,566t/年、2.7%減って56,255t/年、粗大ごみは154t/年減って2,766t/年となる。いずれも施設の処理能力に問題はなく、ごみの減量化及び資源化が進展すると、これらの推計値からの減少が期待される。

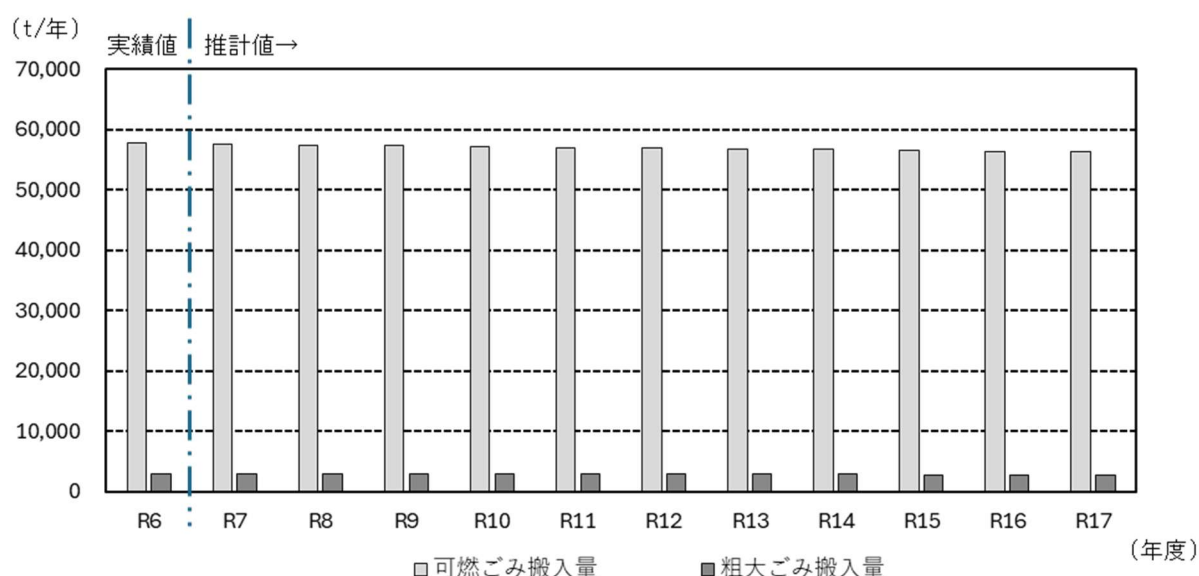


図 5.3 将来の搬入量

表 5.25 将来のごみ搬入量

項 目	単位	実績値	推 計 値										
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口	人	225,817	226,895	227,179	227,463	227,747	228,031	228,313	228,496	228,679	228,812	228,945	229,077
刈谷市	人	153,254	154,300	154,560	154,820	155,080	155,340	155,600	155,850	156,100	156,300	156,500	156,700
知立市	人	72,563	72,595	72,619	72,643	72,667	72,691	72,713	72,646	72,579	72,512	72,445	72,377
可燃ごみ搬入量	t/年	57,821	57,640	57,451	57,280	57,225	56,986	56,858	56,725	56,699	56,479	56,363	56,255
原単位	g/人・日	699.6	696.0	692.8	689.9	688.4	684.7	682.3	680.1	679.3	676.3	674.5	672.8
家庭系原単位	g/人・日	439.3	437.0	434.9	432.9	431.2	429.5	428.0	426.5	425.2	423.9	422.7	421.6
家庭系搬入量	t/年	36,304	36,189	36,060	35,944	35,940	35,749	35,665	35,573	35,586	35,403	35,322	35,247
事業系搬入量	t/年	21,517	21,451	21,391	21,336	21,285	21,237	21,193	21,152	21,113	21,076	21,041	21,008
粗大ごみ搬入量	t/年	2,920	2,906	2,893	2,880	2,875	2,854	2,841	2,826	2,812	2,797	2,781	2,766
家庭系原単位	g/人・日	34.1	33.9	33.7	33.5	33.3	33.1	32.9	32.7	32.5	32.3	32.1	31.9
家庭系搬入量	t/年	2,821	2,807	2,794	2,781	2,776	2,755	2,742	2,727	2,713	2,698	2,682	2,667
事業系搬入量	t/年	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99

注1) 刈谷市の将来人口は「第8次刈谷市総合計画」に、知立市は「第7次知立市総合計画」によるもので、刈谷市、知立市とも令和7・12・17年以外は直線補間により求めた。

注2) 可燃ごみの家庭系原単位は1人1日あたりの搬入量を表し、過去10年間(平成27～令和6年度)の実績値を基に、べき曲線式により求めた。

注3) 可燃ごみの事業系搬入量は上記と同様に過去10年間の実績を基にべき曲線式により求めた(表5.27参照)。

注4) 粗大ごみの家庭系原単位は1人1日あたりの搬入量を表し、毎年度、令和6年度の0.5%に相当する量が減少するものとした。

注5) 粗大ごみの事業系搬入量は過去10年間の変動が大きいため、令和6年度の実績で推移するものとした。

(3) 減量化・資源化計画

ごみの排出抑制や資源の有効利用の推進は、組合市の施策によるところが大きいが、本組合においても、中期計画ビジョンの「第4章 具体的な取組、4. 1 適切な施設運営による循環型社会の推進、(2) ごみの減量化とリサイクルの推進」に示すとおり、ごみの搬入者に対する分別搬入の周知徹底を引き続き行っていく。また、資源物の受入を引き続き行っていくとともに、受入品目の見直しを行う。

ごみの中間処理で発生する焼却残さについては、引き続き民間施設で再資源化をしていくとともに、段階的にその量を増やし、組合市のリサイクル率の向上に寄与することを目指す。

ごみの有料化については、ごみを多量に出す人の負担を大きく、少量しか出さない人の負担を小さくすることで、負担の実質的公平性を確保することができる。

【ごみを排出する市民への影響】

a. 意識の変化

ごみ処理手数料を負担することで、ごみに対する関心が高まり、分別やリサイクルの必要性について理解を深めることが期待できる。市民一人ひとりが、環境に配慮した生活を心がけ、ごみになるべく出さないように生活スタイルを見直すことで、ごみの減量やリサイクルの推進など、循環型社会への実現に向けた具体的な行動を促すことが期待される。

b. 経済的インセンティブ

ごみ処理手数料について、排出量に応じた費用負担を求めることで、“ごみを減らせば負担が軽減される”という経済的インセンティブが働き、ごみの減量を推進する動機付けにつながる。

表 5.26 に示すとおり、近隣事例として、可燃ごみの搬入量で 16.7%、不燃ごみの搬入量で 71.8%減少している（有料化前の駆け込みや有料化後の反動を考慮し、平成 27 年度と平成 28 年度の平均と令和元年度と令和 2 年度の平均を比較）。

ただし、組合市全体でごみの減量を考えるのであれば、本組合に直接搬入されるごみに加え、家庭系の収集ごみも含めて、組合市と協議し、有料化への合意形成を図っていくことが必要となるが、家庭ごみ袋の有料化についても、表 5.27 に示すとおり、10%を上回る減量が認められている。

表 5.26 クリーンセンター常武における有料化前後の搬入量の推移

単位：t/年

項目	無料			有料			
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ	2,341	2,519	3,518	1,972	1,984	2,064	1,896
不燃ごみ	1,923	1,801	1,845	468	505	547	495

注1)有料化は平成30年4月1日より実施。

家庭系：無料→100円/10kg、事業系：100円/10kg→160円/10kg

注2)家庭系と事業系の合計で、一般廃棄物処理事業実態調査による。

注3)クリーンセンター常武は常滑市と武豊町のごみを処理する施設で令和4年3月に廃止。

表 5.27 家庭ごみ袋の有料化による減量効果（収集分）

単位：%

時期	ごみ袋 1 L あたりの価格（円）				
	0.2～0.6 (15)	0.7～0.9 (43)	1 (29)	1.1～1.7 (30)	1.8以上 (38)
有料化導入翌年度	-8.5	-15.3	-16.4	-19.5	-27.2
有料化導入 5 年目	-9.5	-16.3	-18.8	-23.3	-31.0

出典：「2000年度以降家庭ごみ有料化155市のごみ減量効果」（山谷修作）

注1)対象は可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ(有害ごみ)。

注2)ごみ袋 1 L あたりの価格の下段（ ）内は対象市の数。

注3)45 L の袋が30円～40円の場合は 1 L あたり 0.7～0.9円。

【ごみの有料化により期待される効果】

a. 組合市以外からのごみの流入の回避

現在、近隣自治体においてごみ処理手数料の改定（値上げ）が進められており、組合においてこのまま家庭系ごみの無料制度を継続した場合は、組合市以外からのごみの流入を助長するおそれがあり、不適切な搬入が増加することが懸念される。

家庭系ごみの有料化に伴い、近隣自治体との差がなくなるため、懸念事項の回避が期待できる。

b. 渋滞の緩和

近年、クリーンセンターへのごみの搬入車両が増加傾向にある。お盆や年末年始等の繁忙期は大変混雑し、日時によっては1時間以上の渋滞が発生し、クリーンセンターの周辺施設・住民等に影響を与えている。

家庭系ごみの有料化に伴い、搬入量が減少すれば、搬入車両が減少し、渋滞緩和が期待できる。

c. 財政負担の軽減

ごみの減量や資源化を通じて焼却処理量や最終処分量が減少することで、環境負荷やごみ処理費用の低減が期待される。組合の運営経費は主に組合市からの分担金で賄っているため、家庭系ごみの有料化を実現することで、分担金の削減、組合市における財政負担の軽減を図ることが可能となる。

d. 基幹的設備改良工事に向けたごみの減量化

クリーンセンター焼却施設の延命化のため基幹的設備改良工事では、3つある焼却炉（1炉の処理能力97t/日）について、1年ごとに1炉ずつ改修する予定である。工事期間中は2炉体制で処理することとなり、処理能力が低下する。

現状、1日あたり約180tのごみが搬入されているが、これは2炉をフル稼働させてようやく処理が可能な量である。仮に、トラブル等によって焼却炉の1つが長期に渡り稼働困難になった場合はごみの処理が間に合わなくなり、最悪の場合は受入制限といった対応を余儀なくされるおそれがある。このため、ごみを減量することで、工事期間中のごみを円滑に処理することができ、施設の負担軽減にも繋がることから、工事の円滑化にも寄与する。

近隣自治体では、ごみ処理手数料の改定（値上げ）が行われているが、表 5.28 に示すとおり、搬入車両台数の削減に一定の効果があることがうかがえる。

表 5.28 近隣自治体におけるごみ処理手数料の改定効果

地方公共団体名	実施年度	料金改定の内容(家庭系で10kgあたり)	効果	
			台数等の変化[()内は年度]	削減率(%)
春日井市	R4	100円→200円	67,864件(R3)→58,149件(R4)	14.3
知多市	H29	123円(50kg以下無料)→85円	約73,000台(H28)→約49,000台(H29)	32.9
東部知多衛生組合	H31	100円→200円	64,666台(H30)→63,189台(H31)	2.3
尾張東部衛生組合	R3	200円(20kg未満無料)→50kgまで一律1,000円	29,173件(R2)→20,539件(R3)	29.6
尾三衛生組合	H28	100円→200円	41,572台(H27)→33,327台(H28)	19.8

(4) 中間処理計画

可燃ごみはクリーンセンターの焼却施設で、粗大ごみは同破砕施設で、これまでに引き続き処理を行う。

本組合では、令和2年度に「刈谷知立環境組合公共施設等長寿命化総合計画」を策定し、令和7年度に中期計画ビジョン策定委員会の意見を聴取して計画内容の見直しを行った。

焼却施設については、長寿命化総合計画において、基幹的設備改良工事による施設の延命化を計画している。工事内容は、施設を構成する重要な設備や機器を更新するもので、工事期間は、令和14年度から令和17年度までを予定している。工事の目的は、突発的故障による施設停止の防止と安定性の向上を第一としているが、設備機器をより高性能なものに更新して、電力使用量削減による省エネルギー化を図り、施設稼働に伴うCO₂排出量を削減(この計画時で7.9%の削減と試算)することも目的としている。なお、主な省エネルギー化を図る工事内容は、表5.29に示すとおりである。

表 5.29 基幹的設備改良工事に係る工事内容

設備名	機器名称	工 事 内 容
受入供給設備	ごみクレーン	バケット更新、マトリックスコンバータ対応工事(可変容量P、回生巻上機採用)
燃焼ガス冷却設備	ボイラ給水ポンプ	本体更新(過熱防止逆止弁採用でミニマムフロー削減＋高効率電動機採用)
	脱気器給水ポンプ	本体更新(過熱防止逆止弁採用でミニマムフロー削減＋高効率電動機採用)
	タービン排気復水器	管束・減速機・電動機(同期型に変更)更新
排ガス処理設備	減温塔	下部ダスト排出装置更新(高効率電動機採用)
	除じん用集じん器	バイパス改造、補機停止
	脱塩用集じん器	下部ダスト排出装置更新(高効率電動機採用)
	排ガス処理用空気圧縮機	本体更新(インバータ制御)
	消石灰定量供給装置	本体更新(高効率電動機採用)
	薬品供給ブロワ	本体更新(高効率電動機採用)
雑設備	雑用空気圧縮機	本体更新(インバータ制御)
	計装用空気圧縮機	本体更新(インバータ制御)
通風設備	押込送風機	電動機更新(風量制御に回転数制御)、軸受交換
	誘引送風機	電動機更新(高効率電動機採用)、軸受交換
	排ガス再循環送風機	電動機更新(高効率電動機採用)、軸受交換
給水設備	機器冷却水揚水ポンプ	本体更新(高効率電動機採用、流量制御に回転数制御)
	機器冷却水ポンプ	本体更新(高効率電動機採用、流量制御に回転数制御)
灰出し設備	主灰系コンベヤ	電動機更新(高効率電動機採用)、軸受交換
	減温・集じん器用コンベヤ類	本体更新(高効率電動機採用)
	灰クレーン	バケット更新、マトリックスコンバータ対応工事(可変容量P、回生巻上機採用)
飛灰処理設備	脱塩用集じん灰定量供給機	本体更新(高効率電動機採用)
	飛灰処理装置排風機	本体更新(高効率電動機採用、風量制御に回転数制御)
電気計装設備	受変電設備	変圧器更新(トッランナー採用)

出典：「刈谷知立環境組合公共施設等長寿命化総合計画(令和5年度改訂版)」(令和6年3月)

破碎施設については、施設の稼働日が週1日程度のため、設備機器にかかる負荷が少ないことから、精密機能検査においても今後の稼働について支障がない旨の報告を受けている。

また、設備機器の多くが外観で不具合を見つけることができ、修繕が比較的容易であることから、耐用年数までの使用が可能と判断した。

長寿命化総合計画では、破碎施設と焼却施設の更新時期が同時期にならないように調整し、破碎施設の更新時期を令和33年度(稼働年数：66年間)とした。

また、破碎施設の更新場所は、これまでどおり焼却施設と同敷地に計画する。これは、市民の利便性の確保(可燃ごみと粗大ごみの同時搬入の円滑化)や、破碎施設で発生した破碎可燃物を焼却施設で効率的に処理することを目的とするものである。

(5) 最終処分計画

焼却灰等の将来的な焼却残さ処分量については、表 5.30 に示すとおりで、再資源化量を段階的に増やし、計画の目標年度である令和 17 年度までに再資源化率 40%を目指す。

表 5.30 将来の焼却残さ処分量

項 目		単位	令和 2 ～ 6 年度 実績値の平均	令和12年度 中間目標値	令和17年度 推計値	備 考
①	可燃ごみ搬入量	t/年	63,625	56,858	56,255	
②	可燃ごみ焼却量	t/年	60,928	54,584	54,005	令和17年度は①×③
③	焼却量/搬入量	—	0.96			③=②/①
④	残さ排出量	t/年	7,669	6,878	6,805	令和17年度は②×⑤
⑤	残さ排出量/焼却量	—	0.126			⑤=④/②
⑥	残さ再資源化量	t/年	1,012	2,063	2,722	残さ排出量の40% (中間目標値は30%)
⑦	残さ埋立処分量	t/年	6,657	4,815	4,083	

用語解説

番号	用語	用語の意味
1	基本原則	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成すること。
2	脱炭素化	国の「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）では、温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減することを目指し、令和32（2050）年でのカーボンニュートラルの実現が目指されている。
3	地域循環共生圏	各地域が自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもの。廃棄物の分野では、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくことを目指すもの。
4	会計年度任用職員	地方公共団体などが、一会計年度（原則として4月1日から翌年3月31日）を超えない期間を任期として、一般職の地方公務員として雇用する制度。
5	財務会計システム	地方公共団体や企業が会計業務を効率的に行うために利用するシステムで、地方公共団体の場合は予算編成、執行管理、決算、公会計、資産管理など、財務会計に関する幅広い業務をサポートするもの。
6	予防保全	機能診断等で設備の状態を把握し、性能が一定の水準以下となって不具合が発生する前に修繕等の保全処置を行うこと。
7	指定管理者制度	地方公共団体により指定された指定管理者（民間業者やNPO法人、市民グループなど）が、公共施設の管理運営を代行する制度。
8	ストックマネジメント	施設の機能診断等に基づく修繕等の機能保全対策の実施を通じ、施設に求められる性能水準を保ちつつ、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（建設費、運営管理費、解体費を含めた施設の生涯費用の総計）の低減を図るための技術体系及び管理手法の総称。

番号	用語	用語の意味
9	長寿命化総合計画	施設の性能を長期にわたって維持するために定める、施設保全計画と延命化計画を組み合わせた計画。施設保全計画とは、施設の性能を長期間維持するための日常的に行う維持管理と定期的な補修計画を指し、適切な補修等を行うことで、設備の更新周期を延ばすことを目指すもの。延命化計画とは、施設の性能低下に対応するために、大規模な設備更新や基幹改良などを行って施設を延命化する計画。
10	基幹的設備改良工事	主要な設備や機器を更新または改良することで、老朽化が進んだ施設の性能を回復させ、施設の延命化を図る工事。
11	灰溶融炉	ごみの焼却で発生する残さ〔燃え残りの主灰と排ガス中にあるばいじん（飛灰）〕を1,250℃以上の高温で溶かし、冷やして固めたガラス状の物質（スラグ）とするもの。
12	液状化	地震によって砂質地盤が一時的に液体状に変化する現象で、砂や土、水が振動によって分離し、まるで液体のように流動化する際に起こる。
13	新耐震基準	昭和56年（1981年）6月1日以降に建築確認が取られた建築物に適用される耐震基準。震度6強～7程度の地震でも倒壊しないような強度を確保することを目的としている。
14	事業継続計画（BCP）	地方公共団体や企業が自然災害、火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に抑えつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。
15	SDGs	持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）のことで、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す、17のゴール・169のターゲットから構成された国際目標。廃棄物処理に係るものは、主に以下の6つのゴール。 
16	PDCAサイクル	Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）の4つのステップを繰り返し行うことで、業務を継続的に改善していくマネジメント手法。
17	循環型社会形成推進交付金	地方公共団体が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するために、廃棄物処理施設やリサイクル施設を整備することなどに国が交付する資金。
18	一般廃棄物処理事業債	一般廃棄物処理施設（焼却施設、埋立地など）の整備や改修など、一般廃棄物の処理に関連する事業に必要な資金を調達するために地方公共団体が発行する債券。

番号	用 語	用 語 の 意 味
19	低位発熱量	燃料（ごみ）が燃焼した際に発生する熱量のうち、水蒸気の蒸発熱を差し引いた値で、実際に利用できる熱量のことを指す。
20	計画ごみ質	ごみ処理施設の建設計画における、将来（計画目標年次）に搬入・処理されるごみの質。
21	単位体積重量	物質が占める単位体積あたりの重量。

刈谷知立環境組合中期計画ビジョン

令和8年3月

発行・編集：刈谷知立環境組合

〒448-0861 愛知県刈谷市半城土町東田46番地

TEL：0566-21-5389

FAX：0566-21-6865

URL：<https://www.kariya-chiryu.jp>